

# 第4期我孫子市障害者プラン

## 「自分らしく」を応援するまち あびこ

障害者計画  障害福祉計画



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」(左)と  
我孫子市マスコットキャラクター「手賀沼のうなきちさん」(右)



令和6年度～令和8年度

我孫子市



## はじめに

本市では、障害の有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、「我孫子市障害者プラン」に基づき、さまざまな障害者施策や障害福祉サービスの充実に取り組み、障害のある方の自立と社会参加の促進に努めてまいりました。



国においては、平成25年4月施行の障害者総合支援法により、障害や難病のある方が個々のニーズに応じてさまざまな福祉サービスを利用できる仕組みが定められました。令和4年の改正では、障害のある方の地域生活や就労の支援の強化など、希望する生活を安心して送れる支援の充実が盛り込まれ、令和6年4月に施行します。また、令和3年の障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から行政機関等に加え事業者においても、障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されます。

令和2年より感染が広がり、日常生活に様々な困難をもたらした新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の5類に移行し、ようやく日常を取り戻しつつあるところですが、この間に起こった就労形態の変化は、障害のある方を取りまく環境に大きな影響を及ぼしました。

さらに、障害のある方やその家族の高齢化、障害の重度化・重複化、親亡き後の生活などによる個々の状況の変化や、一般就労へのニーズの増加など、これまで以上に相談や障害福祉サービスの支援体制の強化が必要となりますが、それを支える障害福祉サービス等事業所の人材が不足しているという課題があります。こうした状況や法整備の動向を的確に踏まえ、新たに「第4期我孫子市障害者プラン」を策定しました。

今後も、本計画の基本理念「“自分らしく”を 応援するまち あびこ」を目指して市民の皆様と手を携え、計画に掲げる施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、障害のある方やそのご家族、関係団体や事業所、我孫子市自立支援協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

我孫子市長 星野 順一郎

## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 障害者福祉を取り巻く動向 .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	3
5 基本理念および視点 .....	4
第2章 障害のある方の現状と課題 .....	5
第1節 障害のある方の現状 .....	5
第2節 障害のある方を取り巻く状況および課題 .....	10
第3章 計画の基本的考え方 .....	26
1 基本目標 .....	26
2 施策の体系 .....	28
第4章 基本計画 .....	30
基本目標1 地域における理解・啓発 .....	30
基本目標2 相談支援と権利擁護体制の充実 .....	33
基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実 .....	38
基本目標4 就労・社会参加の促進 .....	49
基本目標5 安心して暮らせる環境づくり .....	52
第5章 第7期障害福祉計画 .....	57
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	59
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	66
3 地域生活支援の充実 .....	67
4 福祉施設等から一般就労への移行等 .....	68
5 相談支援体制の充実・強化等 .....	70
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	71
7 地域生活支援事業等の見込み量 .....	72
第6章 計画の推進体制と進行管理 .....	79
資料 .....	80
1 計画策定の経過 .....	80
2 自立支援協議会委員名簿 .....	80
3 市内施設一覧（令和6年1月1日現在） .....	82
4 用語解説 .....	86

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我孫子市障害者プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく障害福祉サービスの提供量の見込みやその確保のための方策等を定める「市町村障害福祉計画」を併せ持ちます。

現行の「第3期我孫子市障害者プラン」の計画期間が令和5年度までとなることから、障害者総合支援法に基づき、関連計画等との整合・調整を図りながら「第4期我孫子市障害者計画」と「第7期我孫子市障害福祉計画」を合わせる「第4期我孫子市障害者プラン」を策定するものです。

また、「第4期我孫子市障害者プラン」では、国の障害福祉サービス等および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、福祉の動向を踏まえ策定し、千葉県「第八次千葉県障害者計画」と連携を図っていきます。

## 2 障害者福祉を取り巻く動向

法改正等の動き

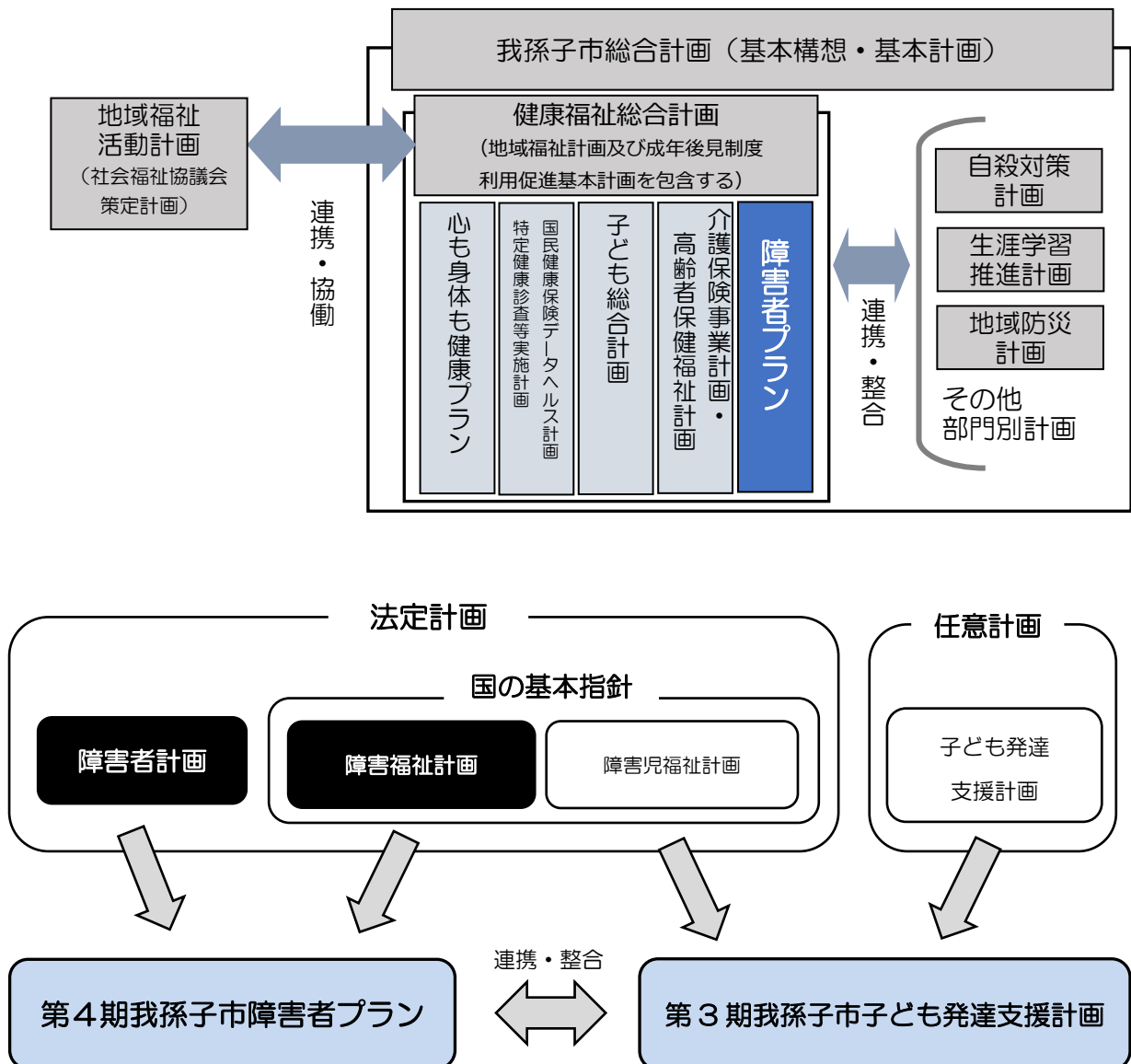
2011（平成23）年度	障害者基本法の改正
2012（平成24）年度	障害者虐待防止法の施行
2013（平成25）年度	障害者優先調達推進法の施行 障害者の権利に関する条約の批准
2016（平成28）年度	障害者差別解消法の施行 成年後見制度利用促進法の施行 障害者雇用促進法の改正 発達障害者支援法の改正 障害者総合支援法の改正 児童福祉法等の改正 （県）障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例改正
2018（平成30）年度	第4次障害者基本計画策定 第5期障害福祉計画策定・第1期障害児福祉計画策定 障害者総合支援法の改正 児童福祉法改正 （県）第6次千葉県障害者計画策定
2019（令和元）年度	障害者雇用促進法改正
2020（令和2）年度	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布
2021（令和3）年度	第6期障害福祉計画策定・第2期障害児福祉計画策定 （県）第七次千葉県障害者計画策定
2022（令和4）年度	障害者総合支援法改正 精神保健福祉法改正

### 3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「我孫子市第四次総合計画」や、健康福祉部門および子ども部門の個別計画の上位計画にあたる「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の基本理念である『安心とゆとりの健康福祉都市あびこ～地域が「つながり」みんなで「考え」互いに「支え合い」あらゆる人が「受けとめられる」まちづくり～』に基づき策定した計画です。

また、「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の個別計画として位置づけられ、子ども発達支援計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、心も身体も健康プラン等の関連する計画と連携・整合を図るものです。

なお、国の基本指針に示された児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」については、障害者プランとは別に「我孫子市子ども発達支援計画」として策定します。



## 4 計画の期間

本計画の計画年度は、障害者基本法に計画期間の規定がないことおよび障害者総合支援法による基本的な指針において障害福祉計画の計画期間が3年とされていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、令和8年度に本計画全体の検証と評価を行い、見直していきます。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
我孫子市総合計画	第三次	第四次 (前期基本計画) (令和4年度～令和9年度)				
健康福祉総合計画	第6次(令和2年度～令和6年度)				第7次(令和7年度～ 令和11年度)	
障害者プラン (障害者計画 障害福祉計画)	第3期 (令和3年度～令和5年度)			第4期 (令和6年度～令和8年度)		
子ども発達支援計画	第2期 (第2期障害児福祉計画) (令和3年度～令和5年度)			第3期 (第3期障害児福祉計画) (令和6年度～令和8年度)		
介護保険事業計画	第8期 (令和3年度～令和5年度)			第9期 (令和6年度～令和8年度)		
高齢者保健福祉計画	第9次 (令和3年度～令和5年度)			第10次 (令和6年度～令和8年度)		
心も身体も 健康プラン (健康増進計画 食育推進計画 歯と口腔の健康づくり基本計画)	第2次 (平成27年度～令和6年度)				第3次 (令和7年度～ 令和16年度)	

## 5 基本理念および視点

### 「自分らしく」を応援するまち あびこ

#### ○基本理念の考え方

「自分らしく」は、“障害の有無にかかわらず、主体的に生きる”ことを表し、「応援する」とは、“本人の主体性を大切にし、意思決定を尊重するという支援のあり方”を表現しています。

#### 計画の視点

「基本理念」の内容を実現するため、本計画の視点を次の3つとします。

#### 1 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害のある方のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していきます。また、障害のある方本人の意思を尊重し、自己決定や自ら選択できる生活を実現させるため、障害のある方の権利擁護を推進します。

#### 2 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け計画的に推進を図ります。また、住み慣れた地域で暮らしていくために、地域住民に対する障害のある方への理解を促進し、共に支え合う誰にもやさしいまちづくりを目指します。

#### 3 自分らしく生活できる地域づくりの推進

身近な場所でいつでも必要な情報提供と相談が受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。また、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、身近な地域で自分らしく安心して生活できるようサービスの基盤整備を進めます。

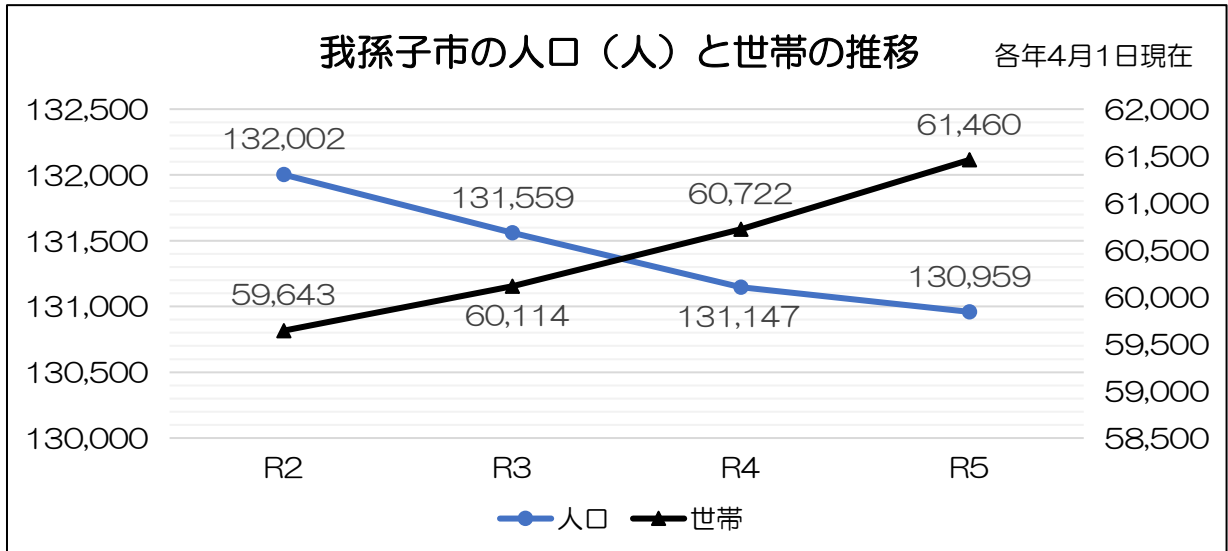


## 第2章 障害のある方の現状と課題

### 第1節 障害のある方の現状

#### 1 市の人口

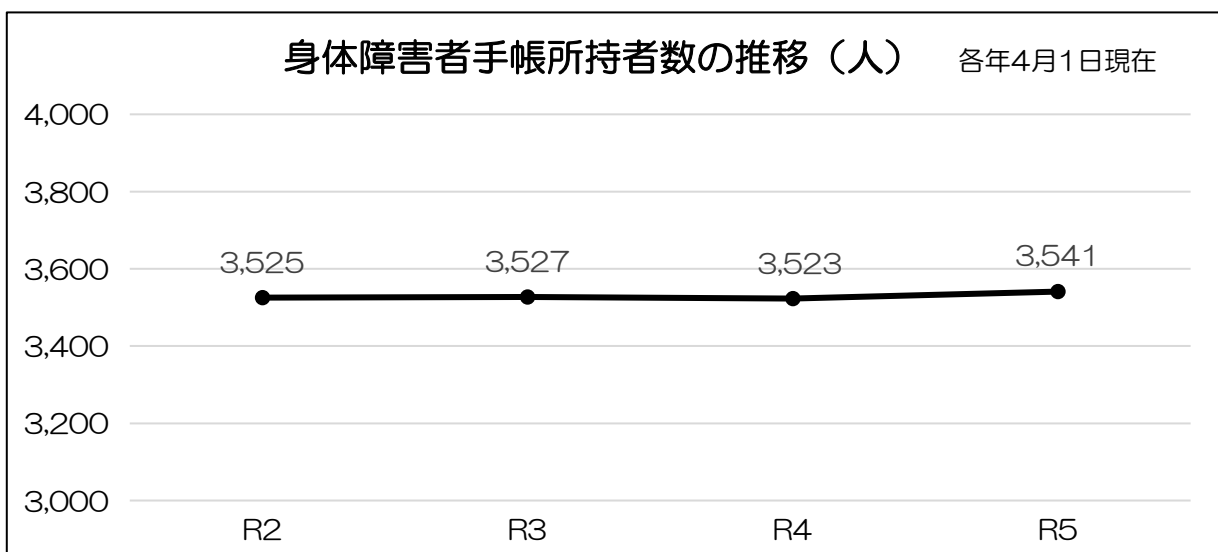
令和5年4月1日現在、市の人口は130,959人で、世帯数は61,460世帯となっています。



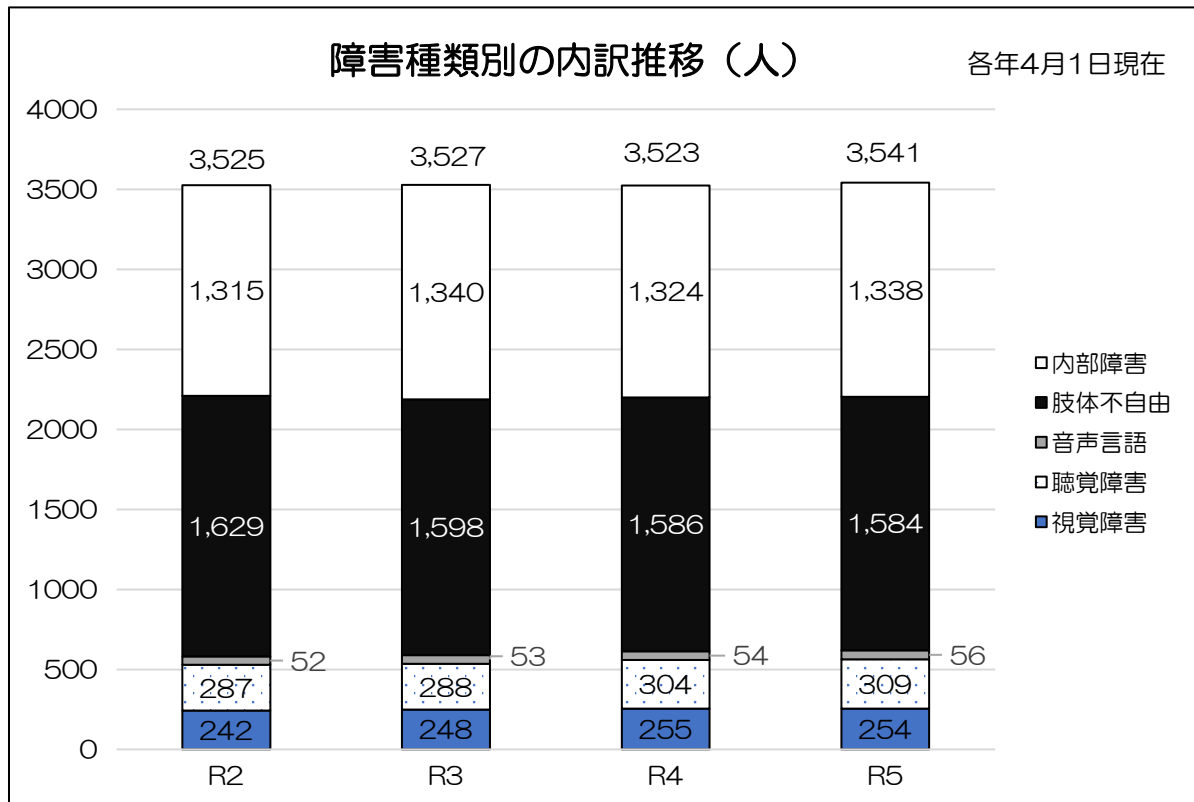
#### 2 障害のある方の我孫子市の状況

##### (1) 身体障害者

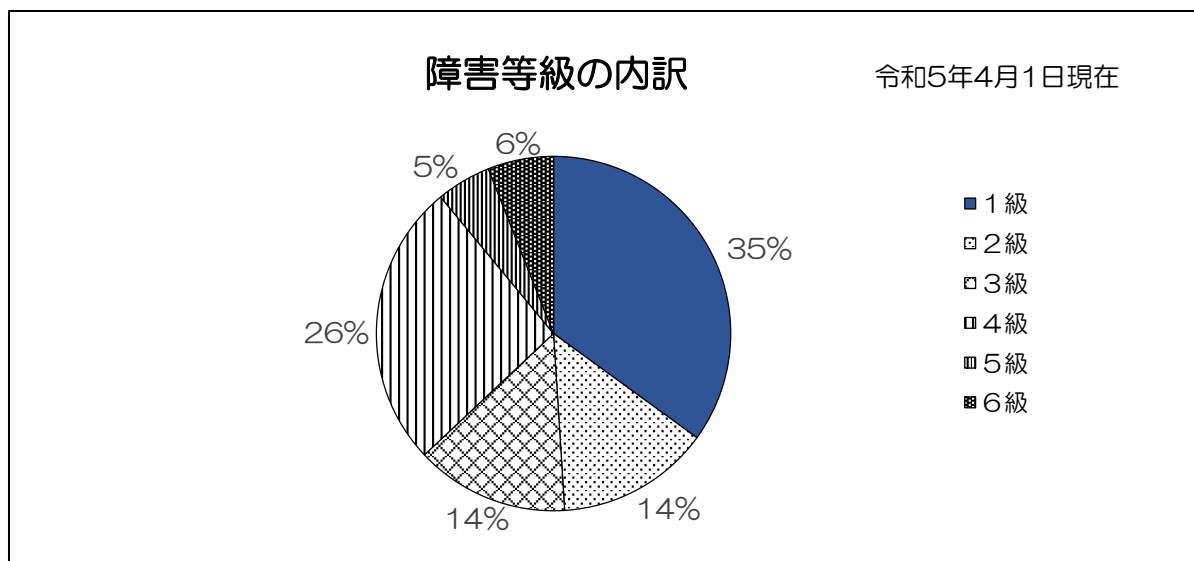
令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は3,541人で、令和2年から大きな変化はありません。



令和5年4月1日現在の障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が1,584人で、全体の約45%を占めています。「聴覚障害」は令和2年から約1.08倍、「内部障害」は令和2年から約1.02倍と微増しています。

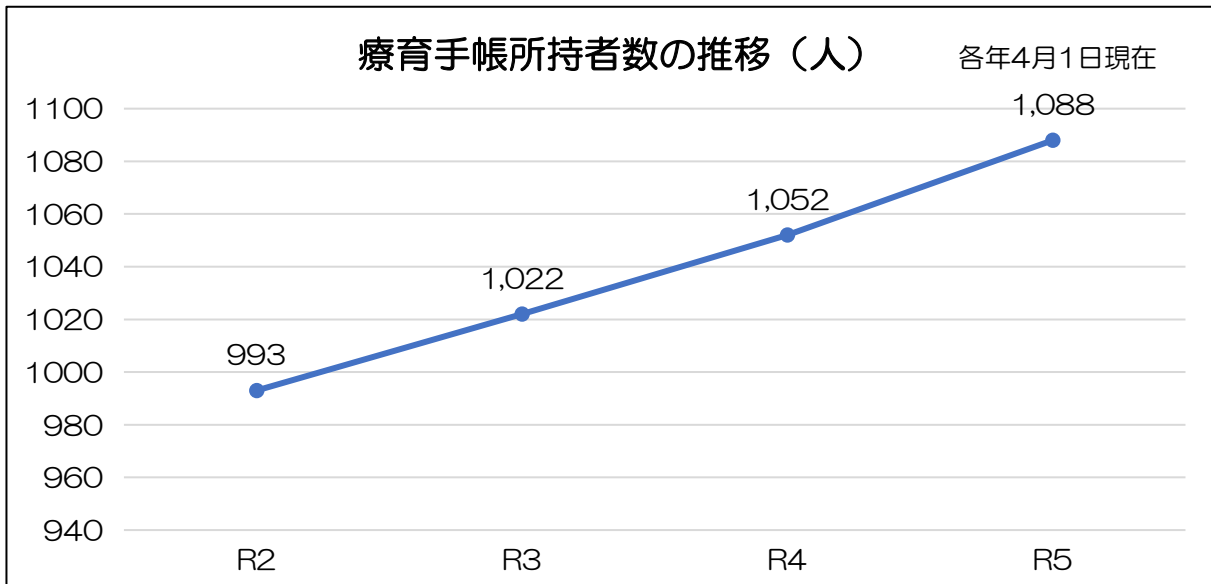


また、障害の等級別にみた割合は1級が35%と最も多く、2級の手帳所持者と合わせると、重度の障害のある方が全体の約半数を占めています。

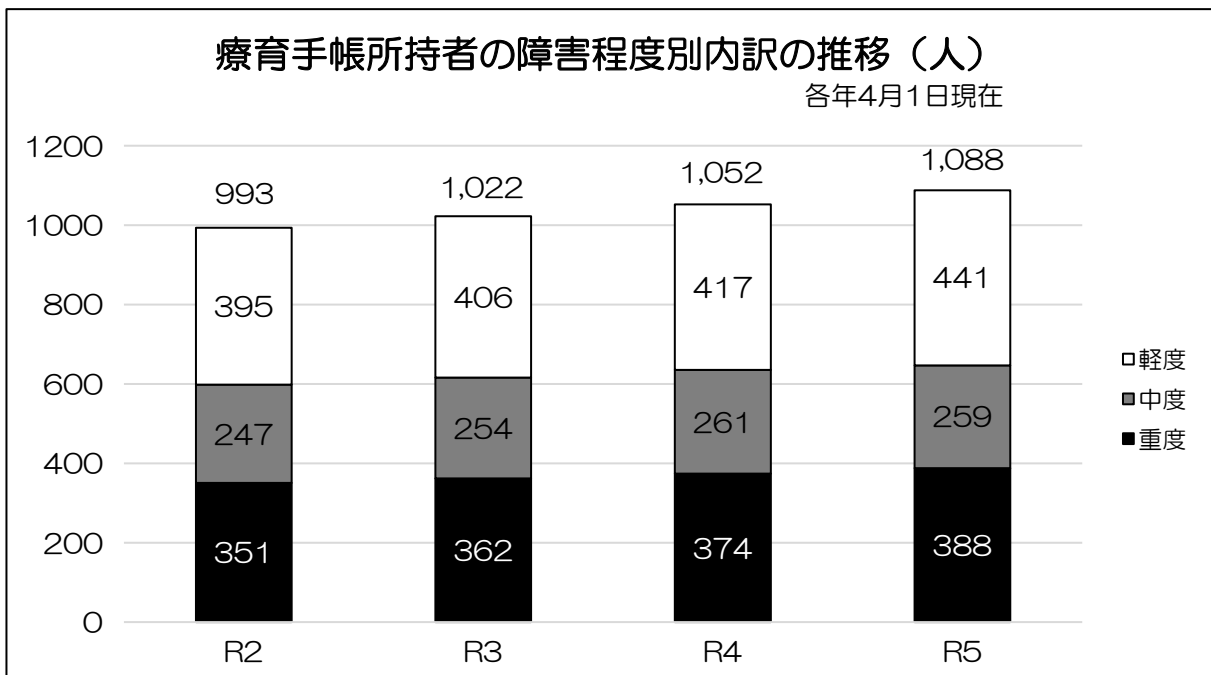


## (2) 知的障害者

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者は1,088人で、この3年間で約1.1倍となっており、年々増加傾向にあります。

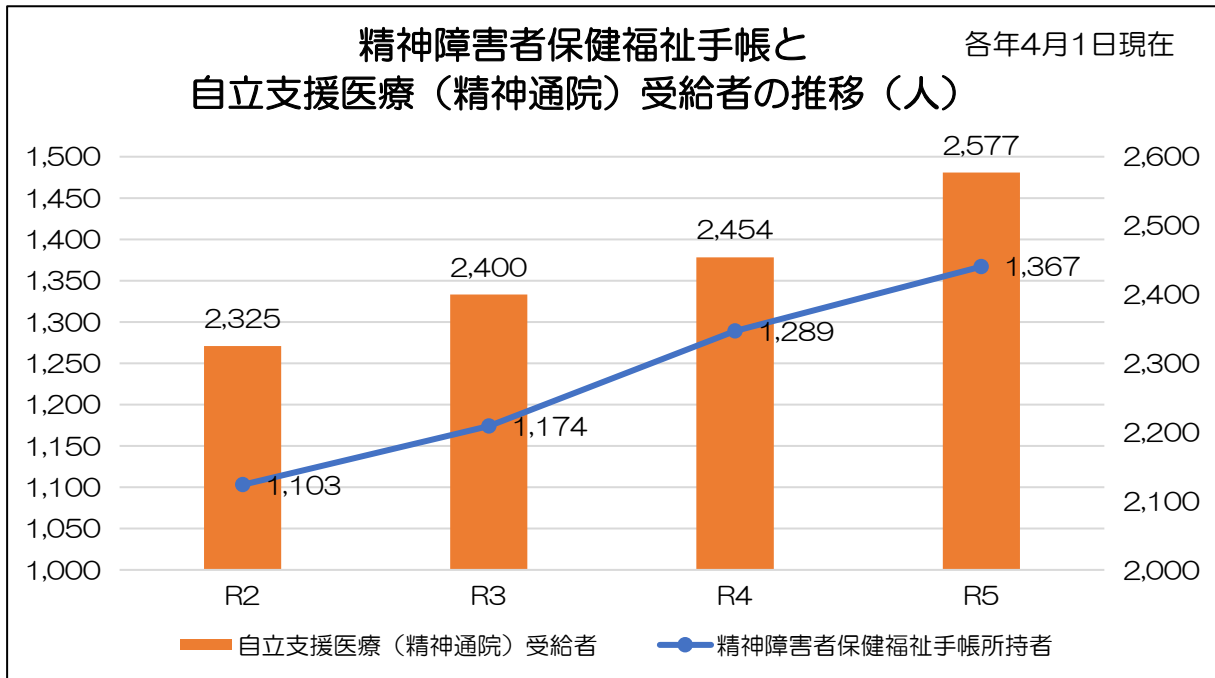


障害の程度別にみると、この3年間で、重度の療育手帳所持者数が約1.1倍、軽度の療育手帳所持者数が約1.12倍に増えています。

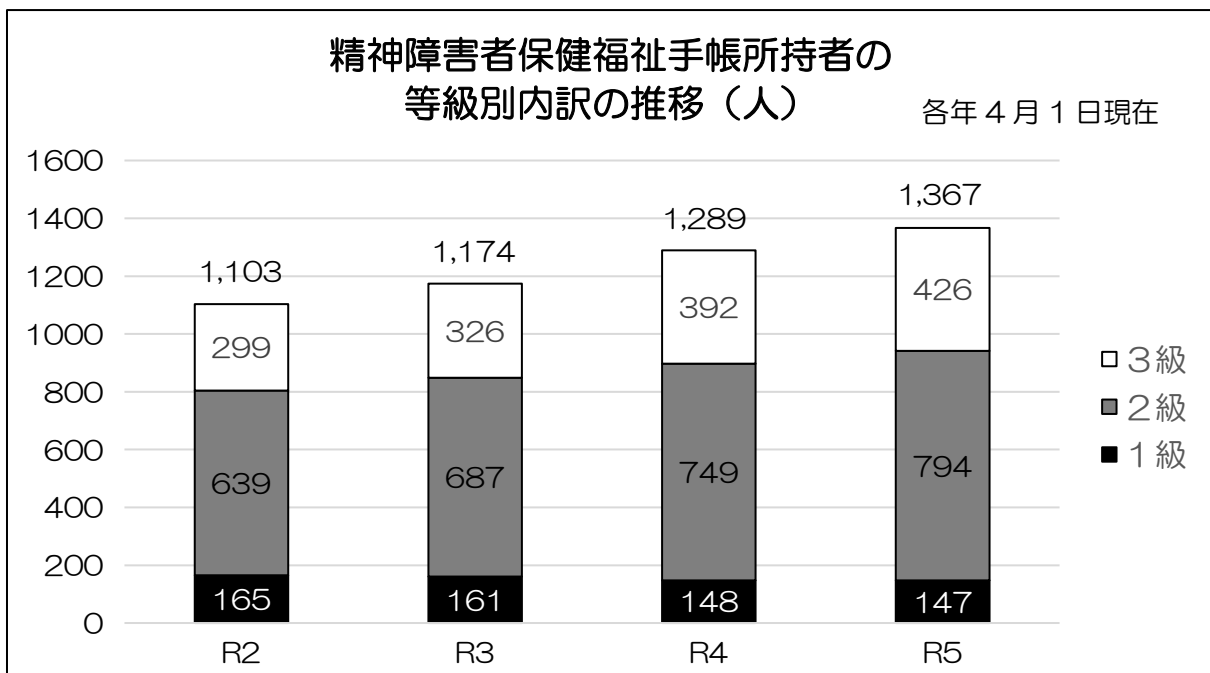


(3) 精神障害者および自立支援医療（精神通院）受給者

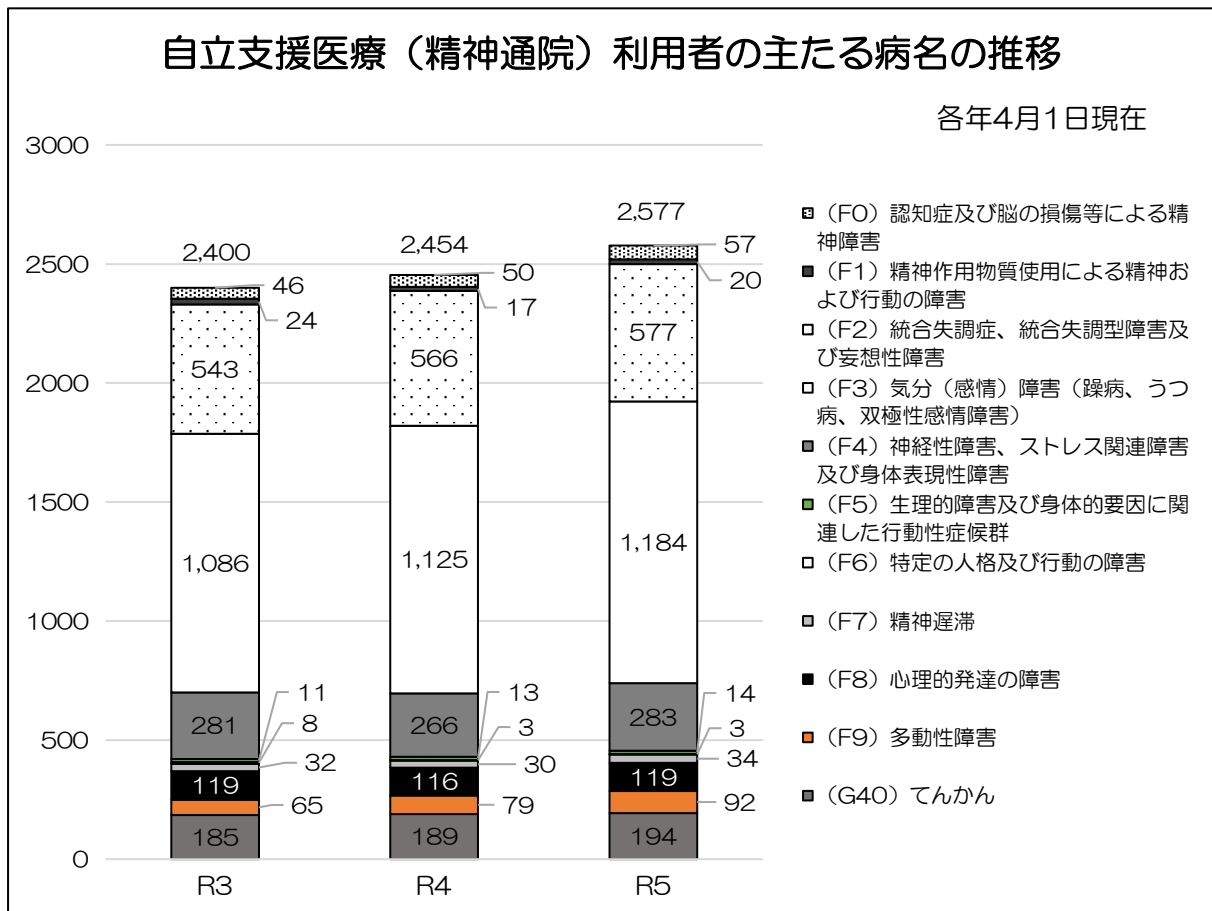
令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,367人で、この3年間で、1.24倍となっています。また、自立支援医療（精神通院）の受給者は、2,577人で、この3年間で1.11倍となっており、どちらも増加傾向となっています。



手帳の等級別にみると、この3年間で、2級が1.24倍、3級が1.42倍に増えています。

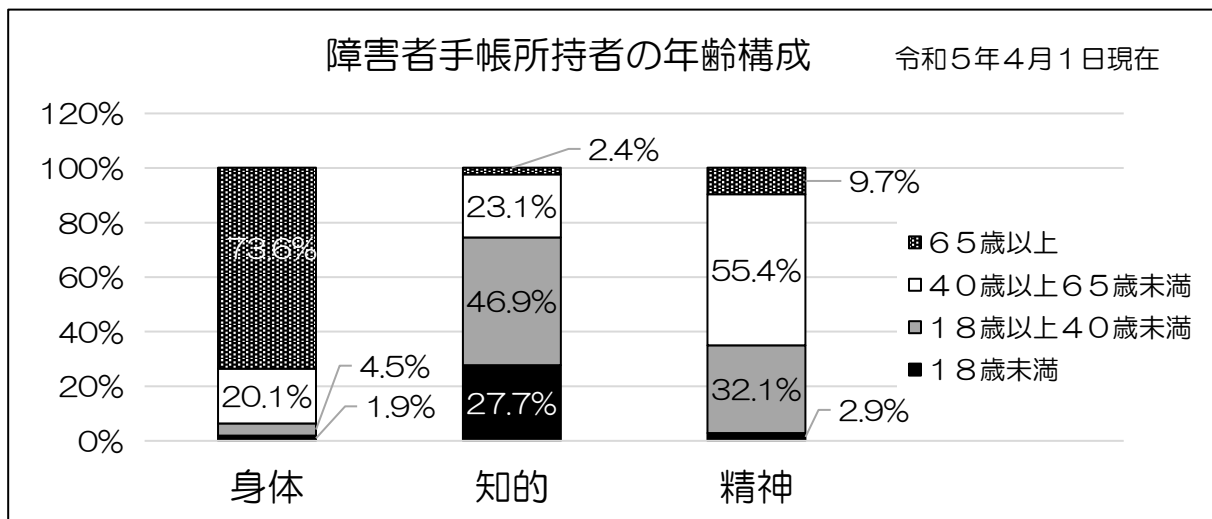


自立支援医療（精神通院）受給者の主たる病名別にみると、令和5年4月1日現在で「(F3) 気分（感情）障害（躁病、うつ病、双極性感情障害）」が1,184人で、この2年間で1.09倍となっています。



### 3 年齢構成

身体障害者は、65歳以上の高齢者が全体の73.6%を占めています。知的障害者は18歳以上40歳未満が全体の46.9%を占めています。精神障害者は40歳以上65歳未満が全体の55.4%を占めています。なお、3年間での構成比率については、大きな変化はありません。



## 第2節 障害のある方を取り巻く状況および課題

### 1 市民アンケートの実施結果

令和5年6月22日から7月7日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市に登録のある障害に関する手帳を所持している方を対象に、郵送およびオンラインによるアンケートを実施しました。

#### (1) アンケートの概要

今回のアンケートでは、障害福祉サービス等の利用状況や今後3年以内の生活の仕方、我孫子市の障害者支援の取り組み等について、主に選択式の調査をしました。

#### (2) アンケートの回答状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
市民	1,000	433	43.3%

#### 留意事項

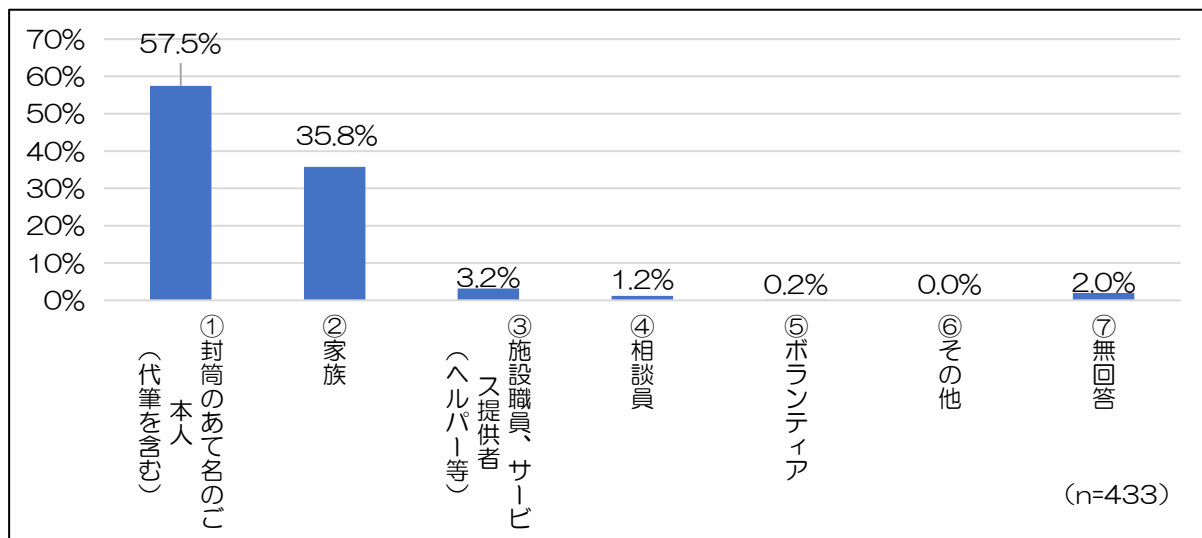
- ・ 回答方法が、「単独回答」および「複数回答」があることから、合計値（n）が一定とならない場合があります。
- ・ 図表において、「身体障害者手帳」を「身障手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を「精神手帳」と表記します。
- ・ 図表中の合計が端数処理の関係で、100%にならないことがあります。

#### (3) アンケートの結果

##### ア 基本的な事柄

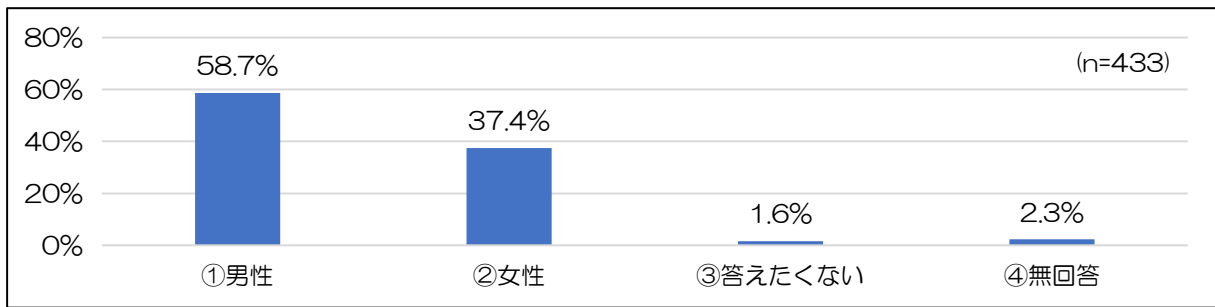
##### 【 回答者 】

「①封筒のあて名のご本人（代筆を含む）」が最も多く、次いで「②家族」でした。



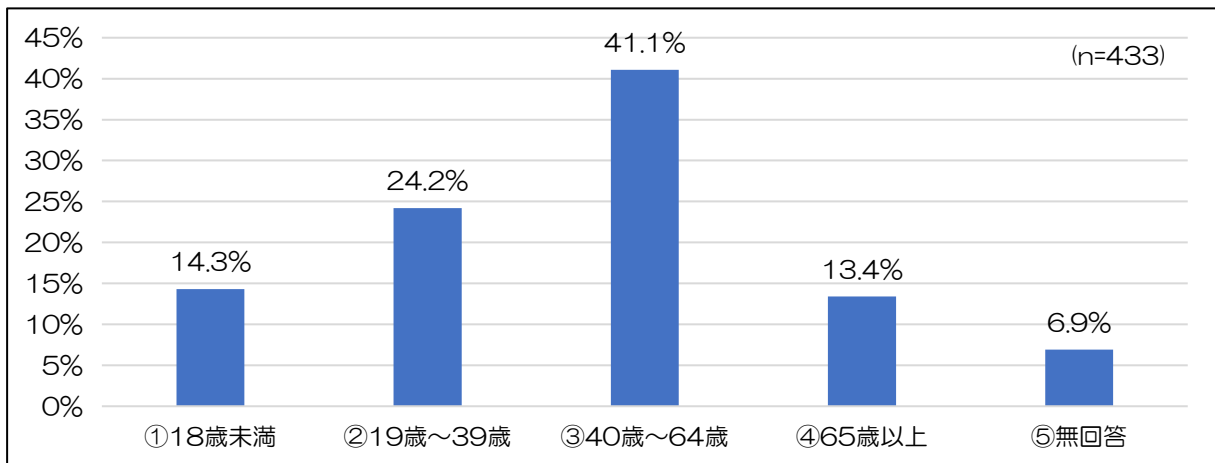
【 性別 】

「①男性」が多く、次いで「②女性」でした。



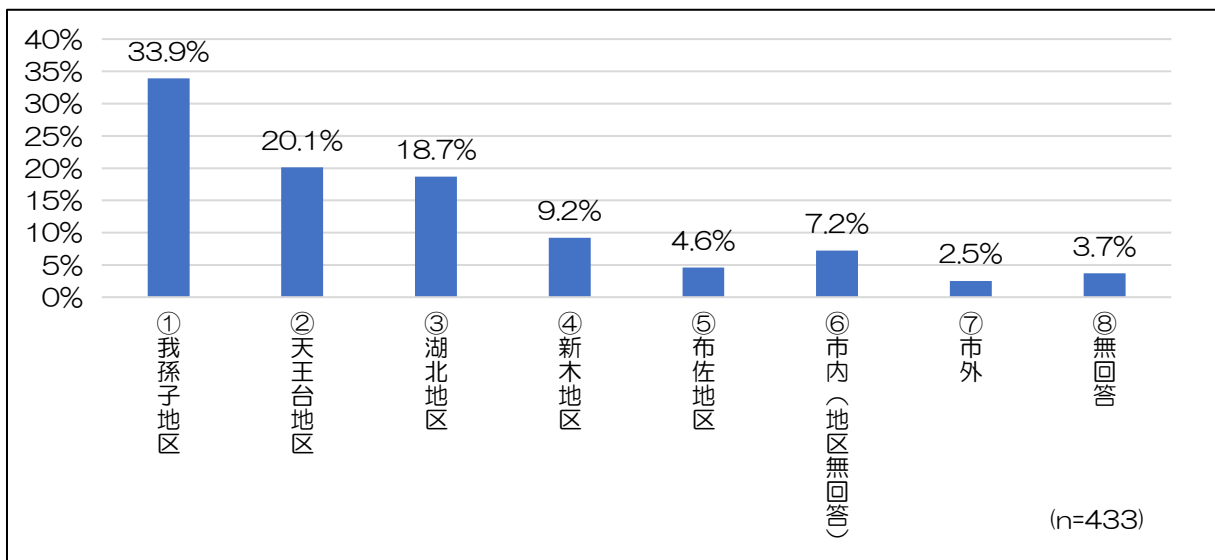
【 年齢 】

年齢層別にみると「③40歳～64歳」が最も多く、次いで「②19歳～39歳」となっており、全体の約70%を占めていました。



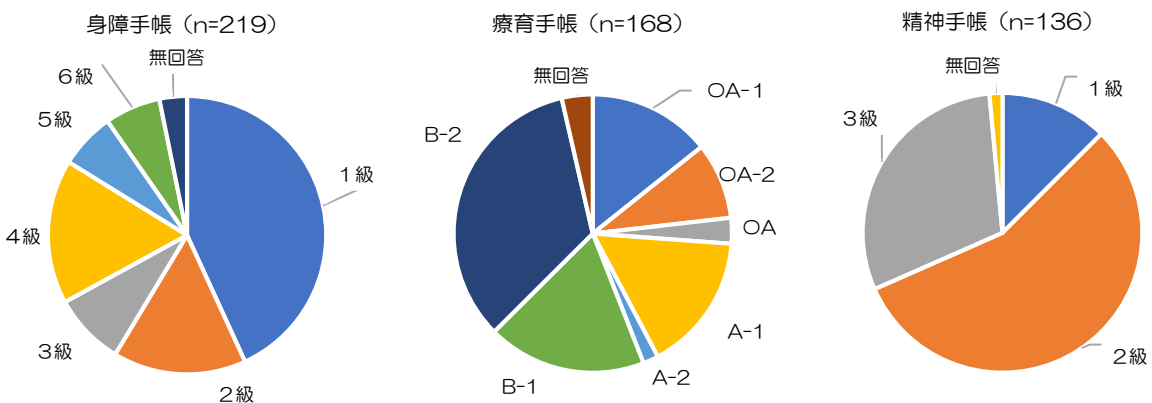
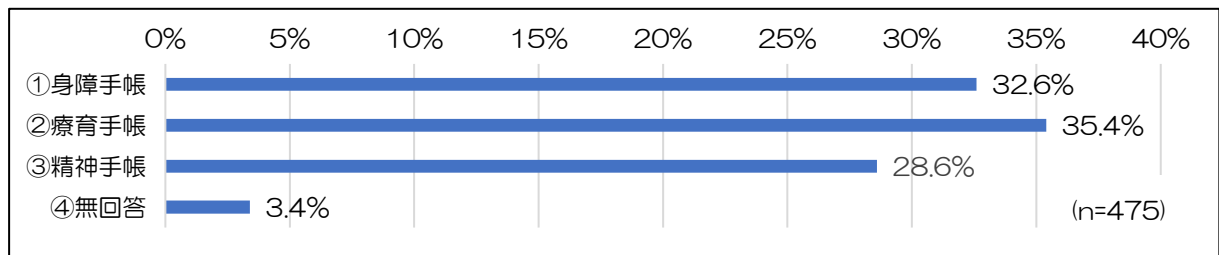
【 お住まいの地区 】

「①我孫子地区」が最も多く、次いで「②天王台地区」、「③湖北地区」でした。



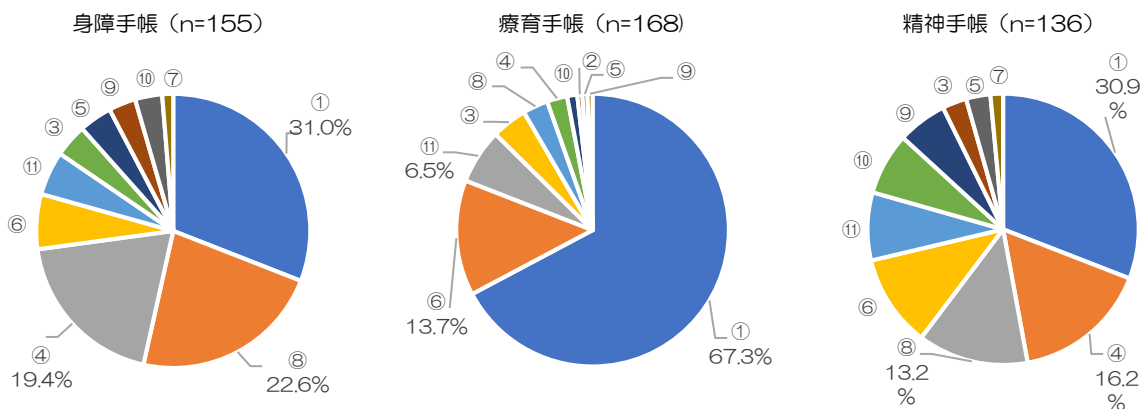
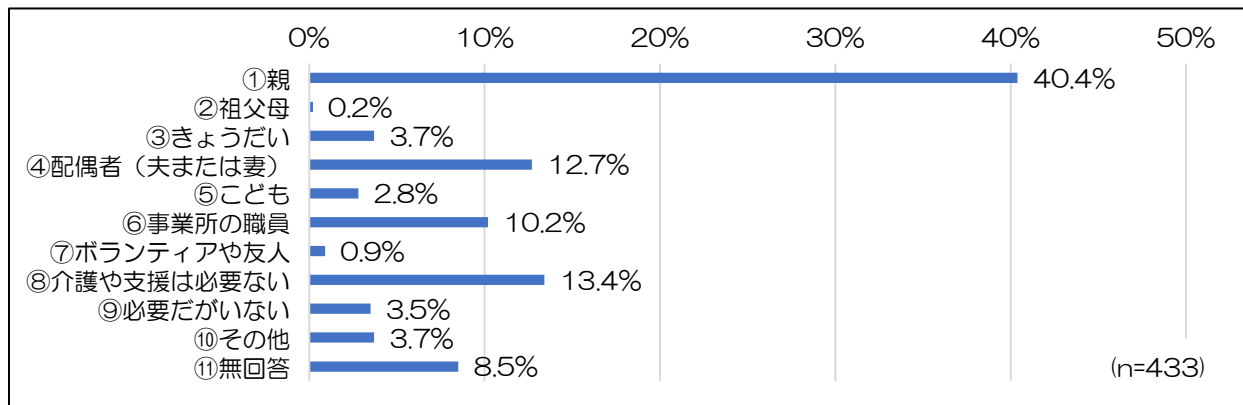
【 障害者手帳の所持状況 】

回答者の障害に関する手帳の種類別の所持状況は、「②療育手帳」が最も多く、次いで「①身体障害者手帳」、「③精神障害者保健福祉手帳」でした。



【 介護支援者 】

手帳別にみると、身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、いずれも「①親」が最も多いという結果になりました。

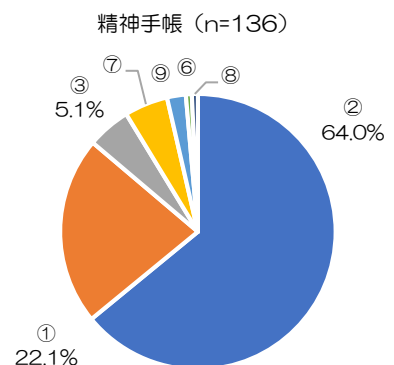
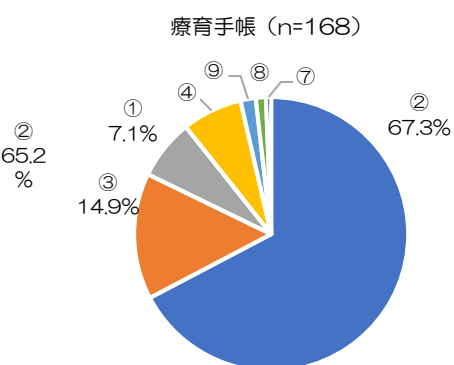
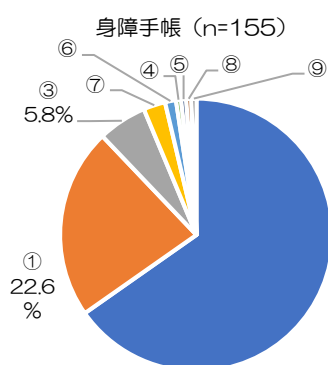
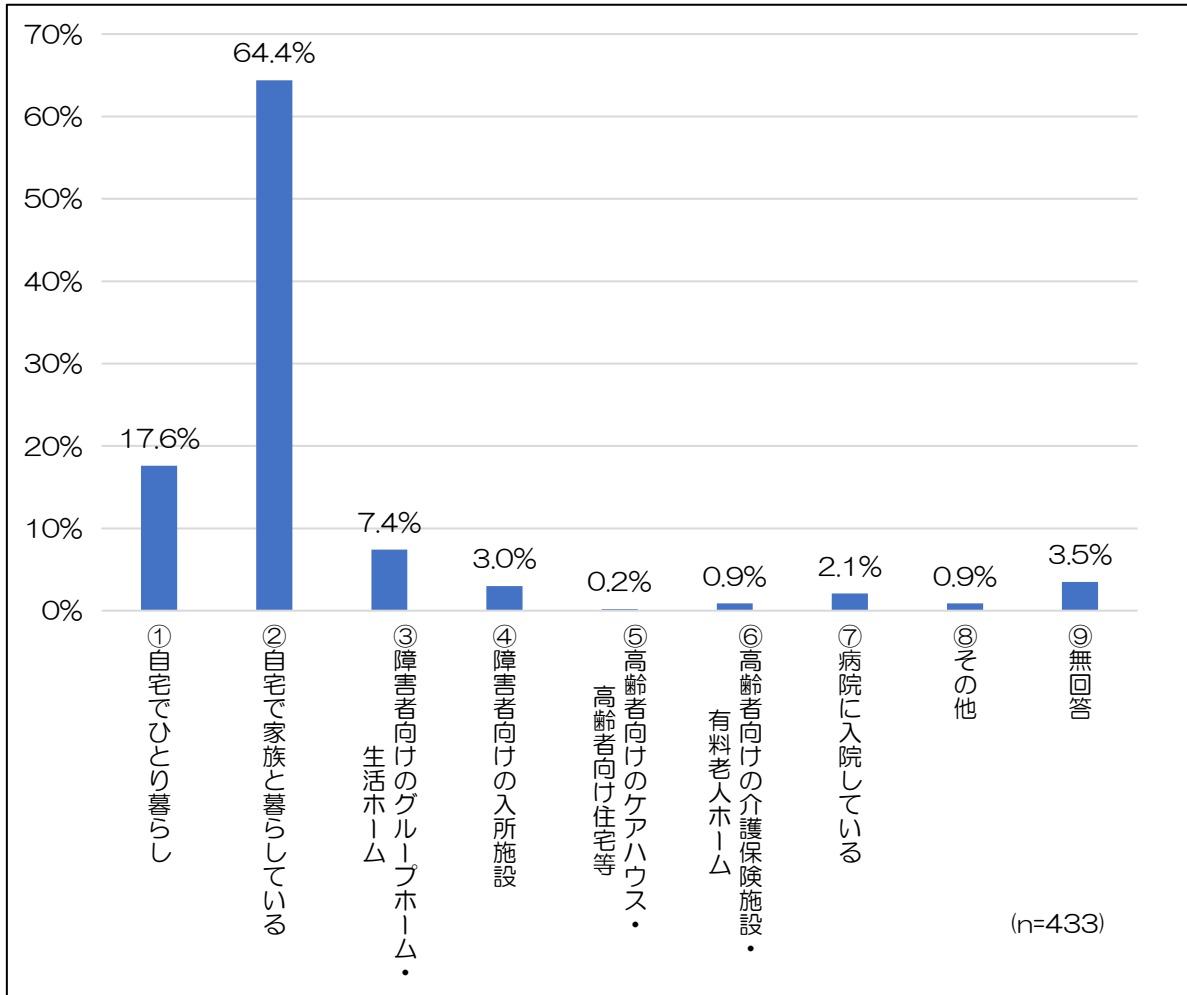




## イ 暮らし方

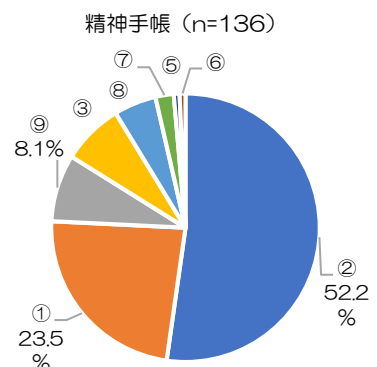
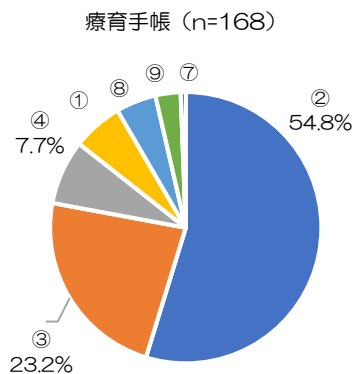
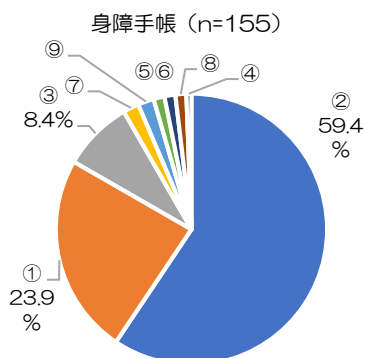
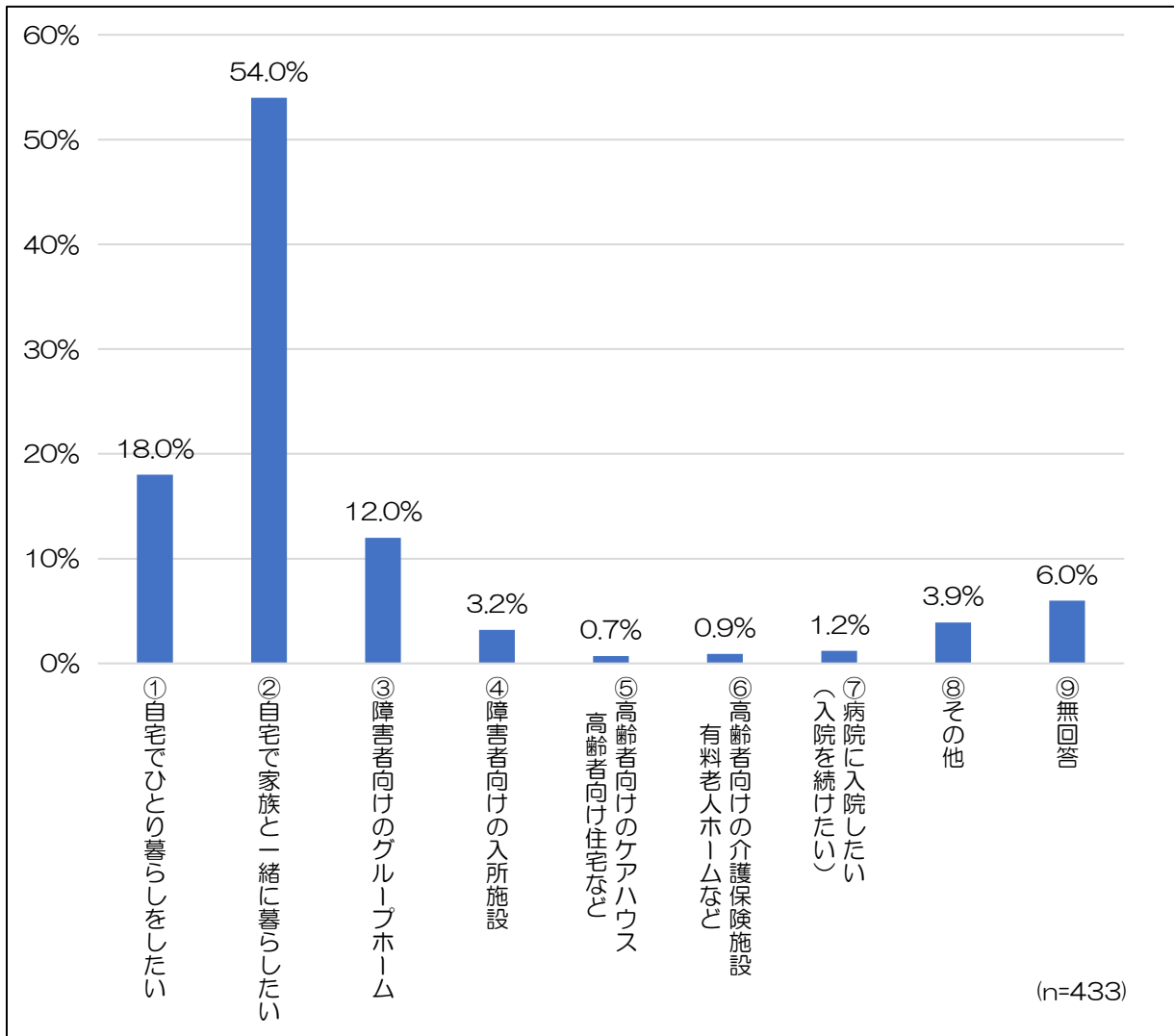
### 【現在の暮らし方】

「②自宅で家族と暮らしている」が最も多く、次いで「①自宅でひとり暮らし」、  
「③障害者向けのグループホーム・生活ホーム」でした。



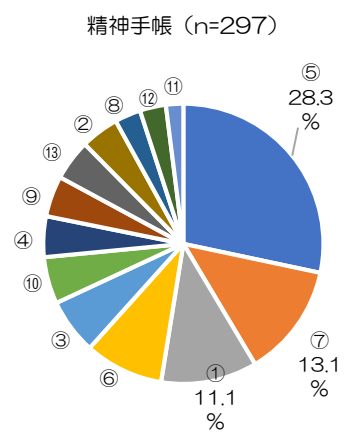
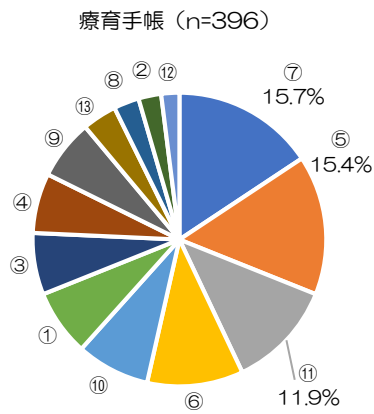
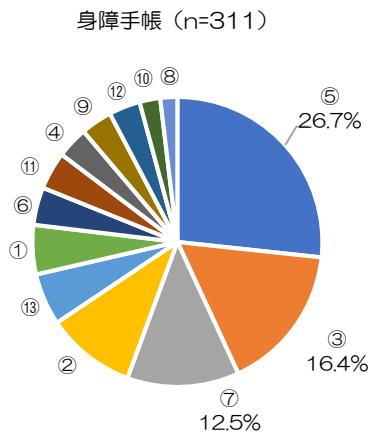
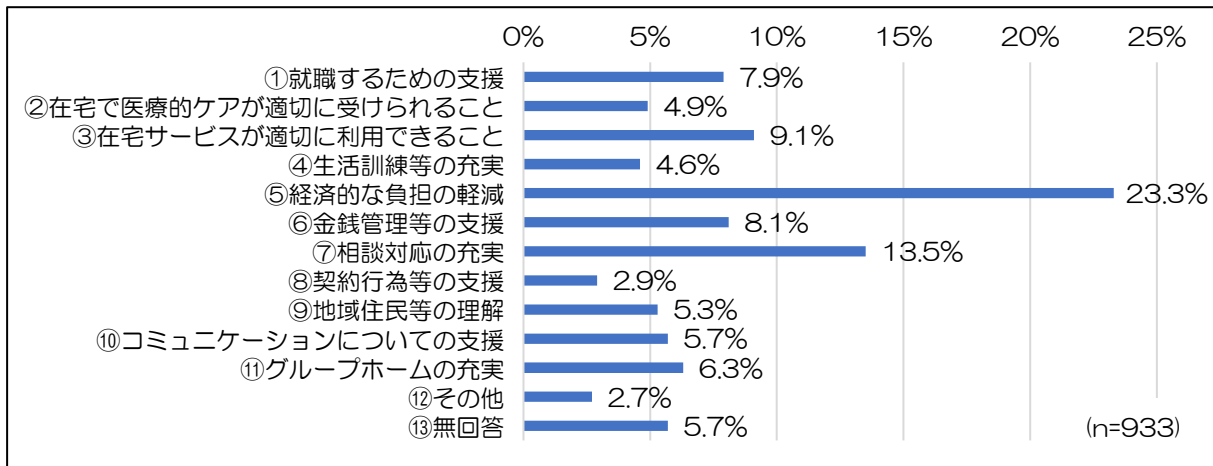
【 今後3年をめどにした暮らし方 】

「②自宅で家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、次いで「①自宅でひとり暮らしをしたい」、「③障害者向けのグループホーム」でした。



【暮らし方を実現するために必要なこと】

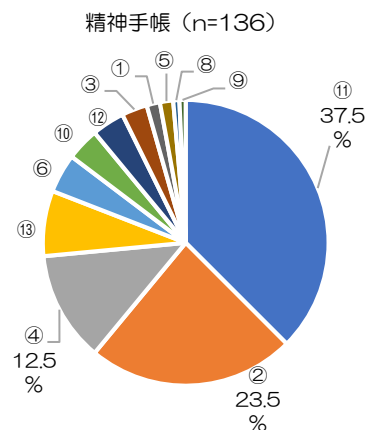
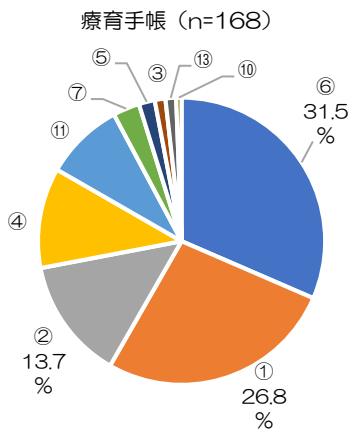
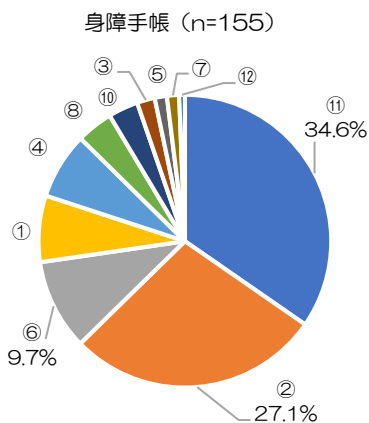
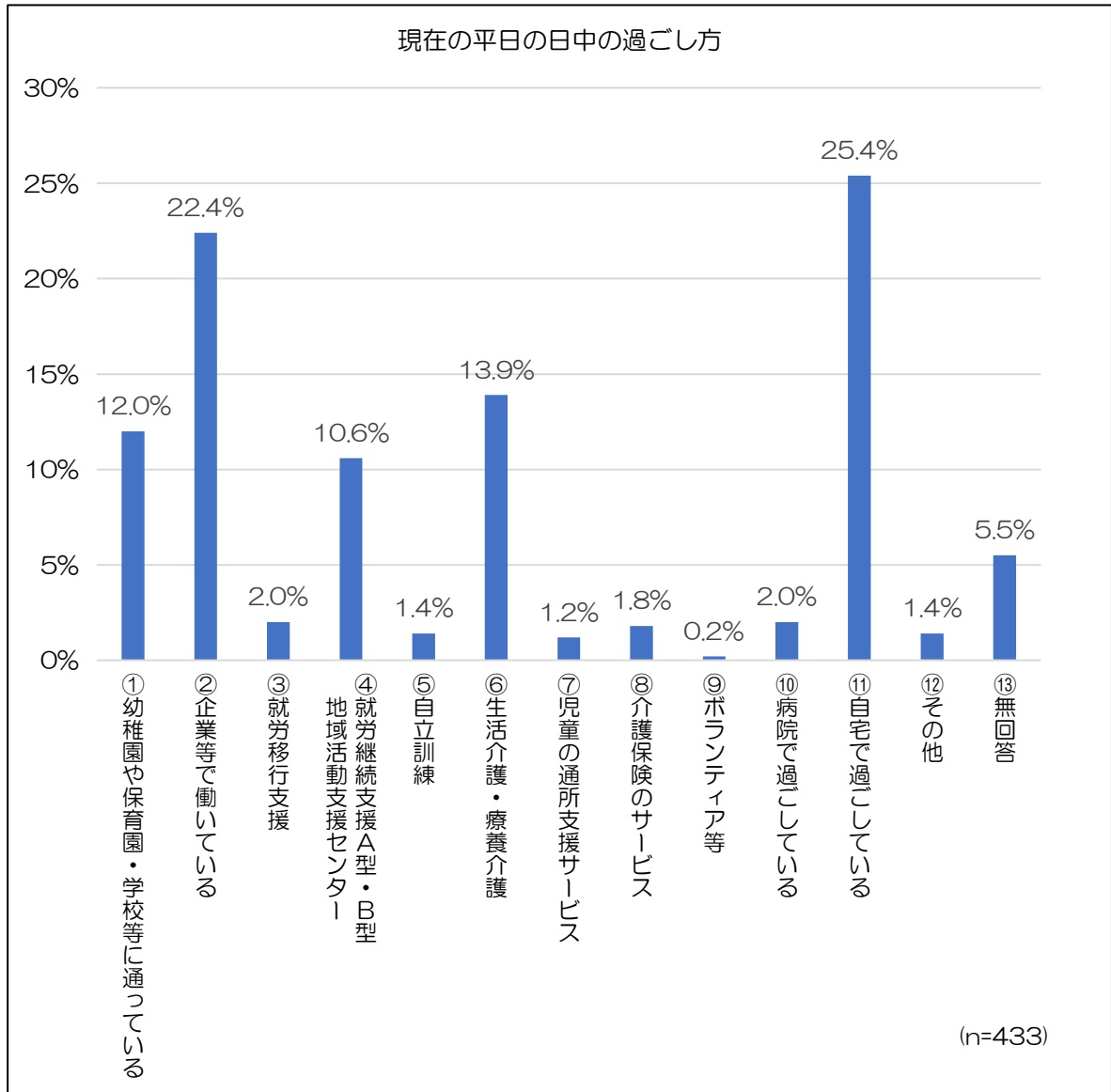
「⑤経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「⑦相談対応の充実」、「③在宅サービスが適切に利用できること」でした。



ウ 平日の日中の過ごし方

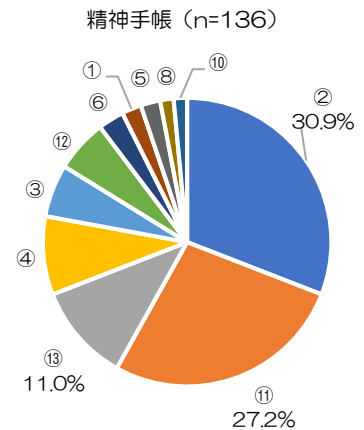
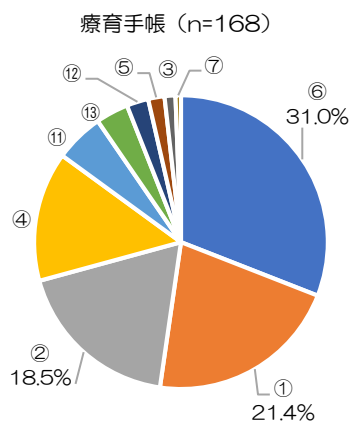
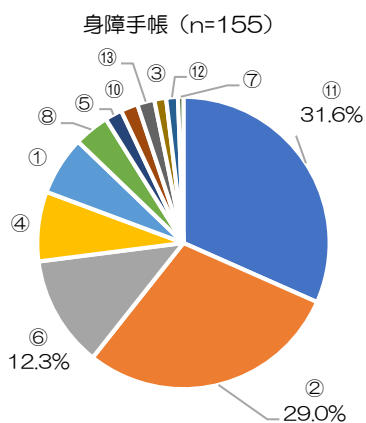
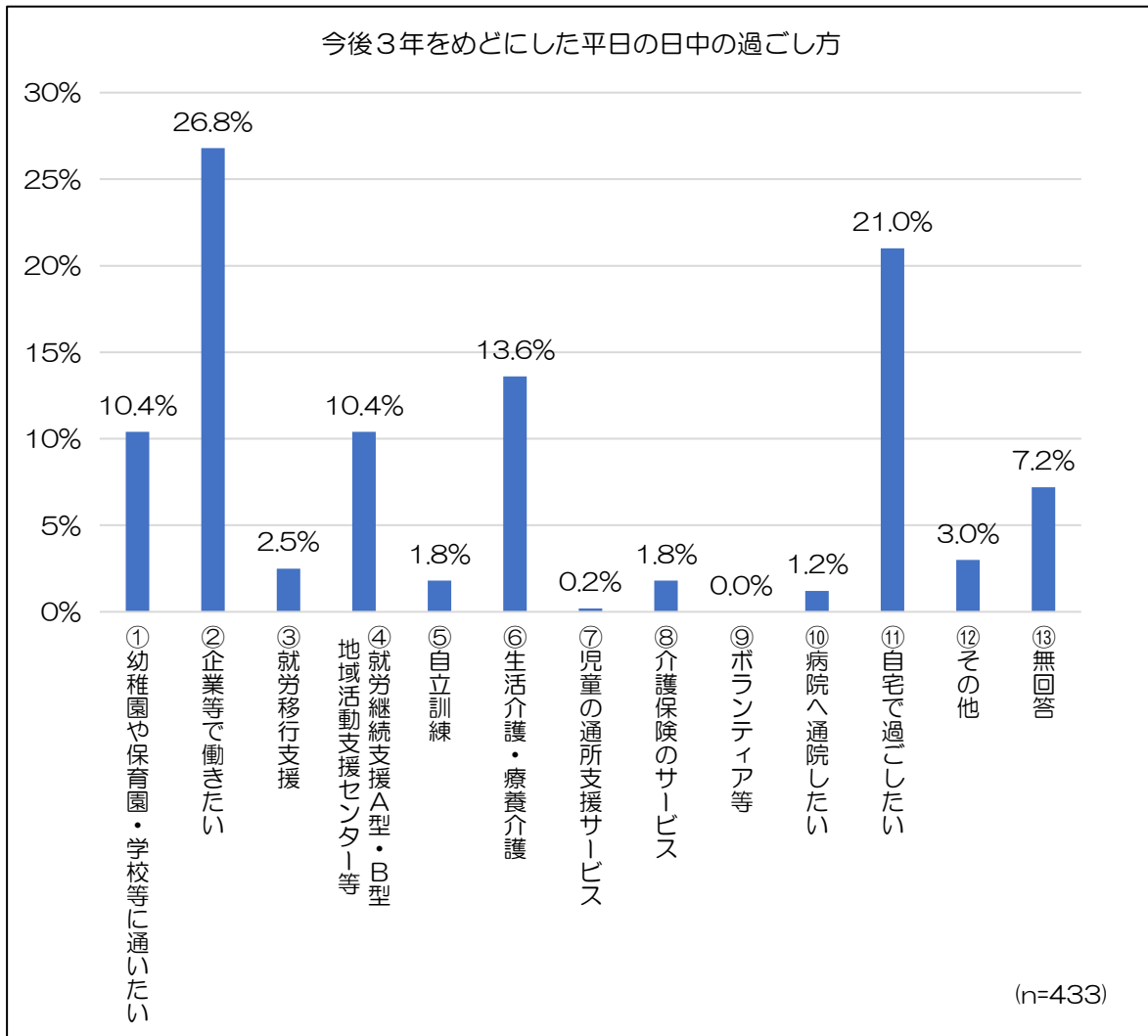
【 現在の平日の日中の過ごし方 】

「⑪自宅で過ごしている」が最も多く、次いで「②企業等で働いている」、「⑥生活介護・療養介護」でした。



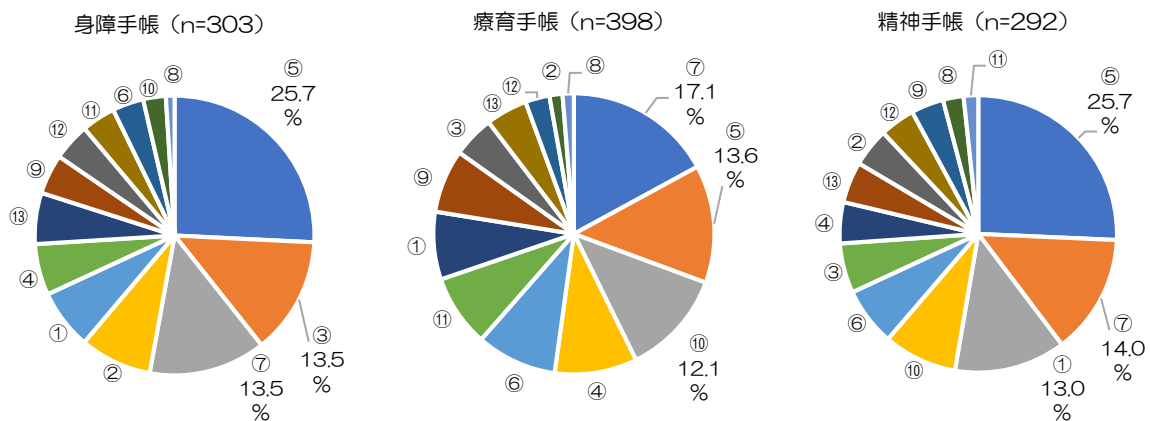
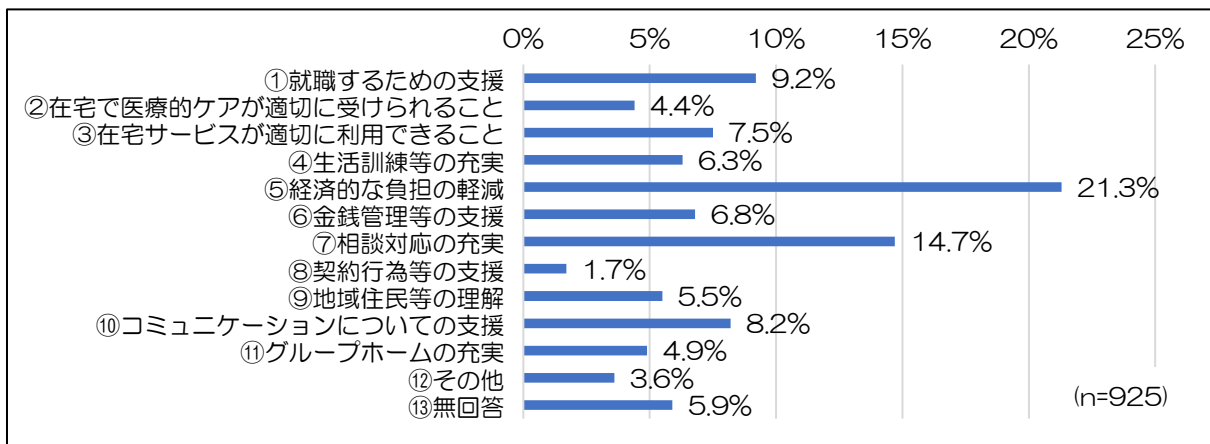
【 今後3年をめどにした平日の日中の過ごし方 】

「②企業等で働きたい」が最も多く、次いで「⑪自宅で過ごしたい」、「⑥生活介護・療養介護」でした。



【 平日の日中の過ごし方を実現するために必要なこと 】

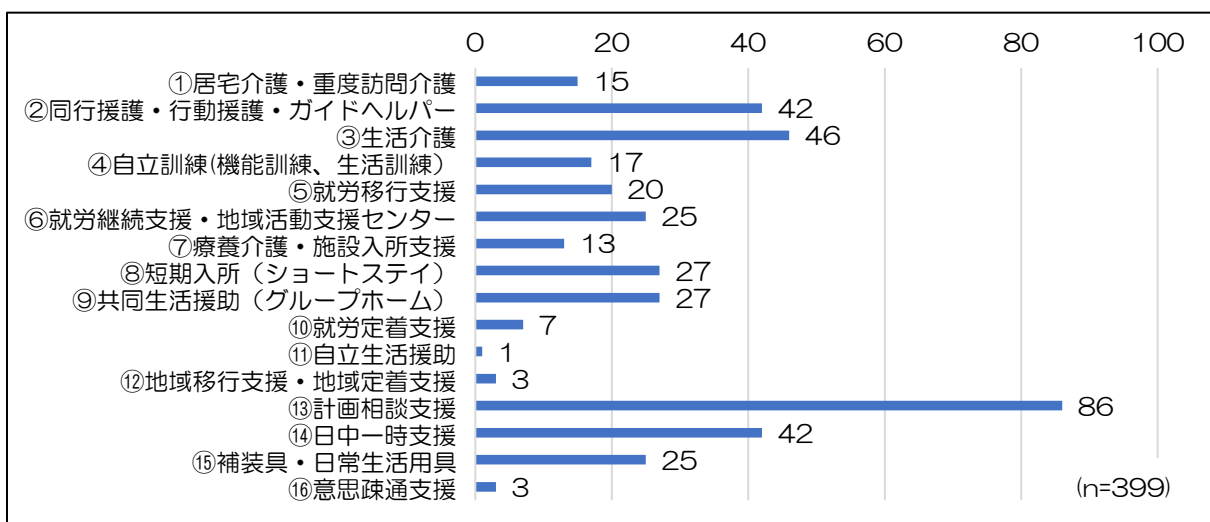
「⑤経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「⑦相談対応の充実」、「①就職するための支援」という回答が多数ありました。



エ 障害福祉サービス等の利用状況

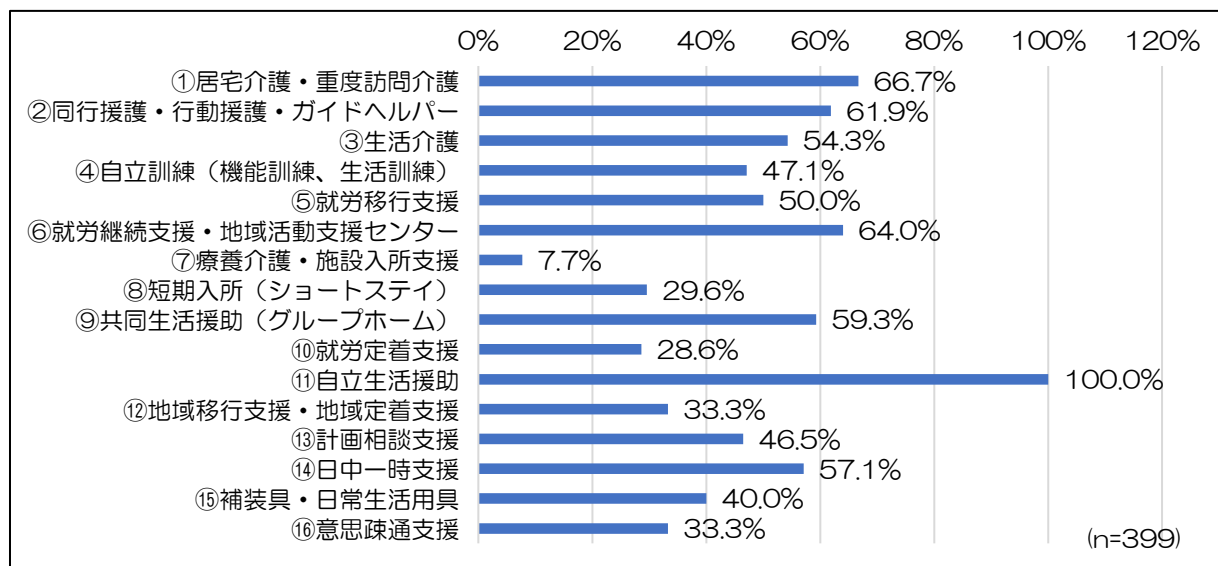
【 現在利用している障害福祉サービス等 】

「⑬計画相談支援」が最も多く、次いで「③生活介護」、「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」と「⑭日中一時支援」が同数でした。



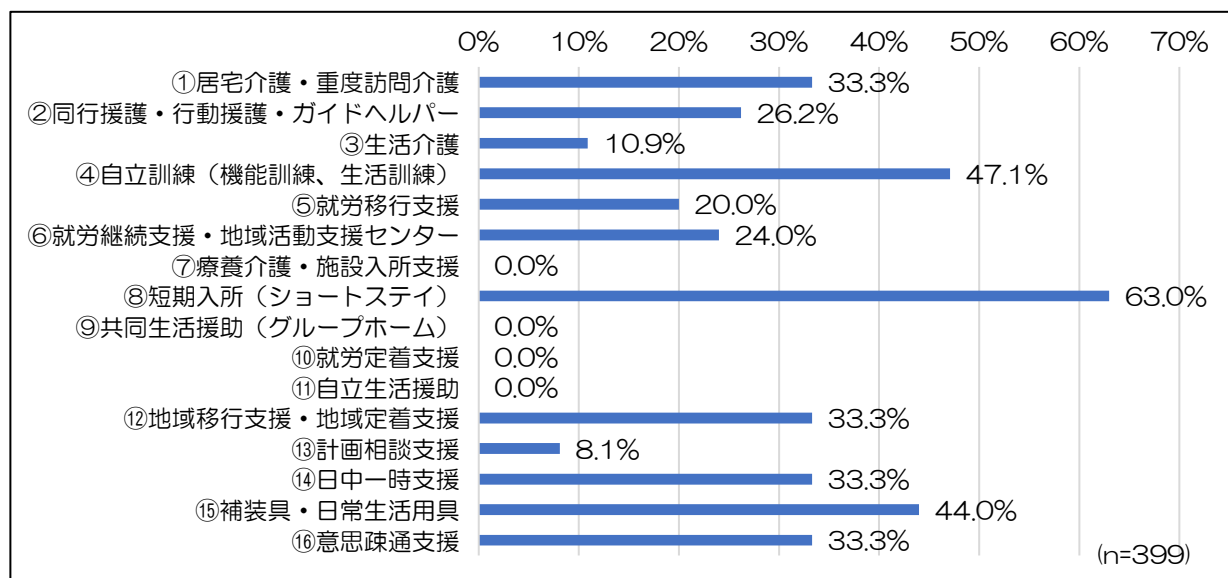
【 現在利用している障害福祉サービス等の満足度 】

「満足」と回答した方の割合が最も高かったのは「⑪自立生活援助」、次いで「①居宅介護・重度訪問介護」、「⑥就労継続支援・地域活動支援センター」、「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、「⑨共同生活援助（グループホーム）」でした。



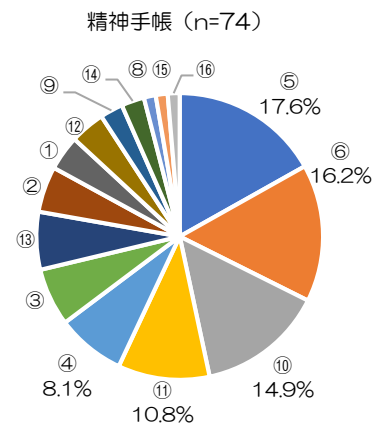
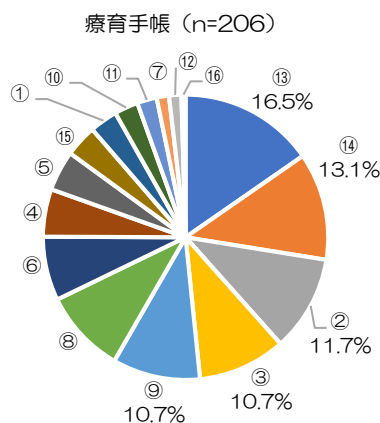
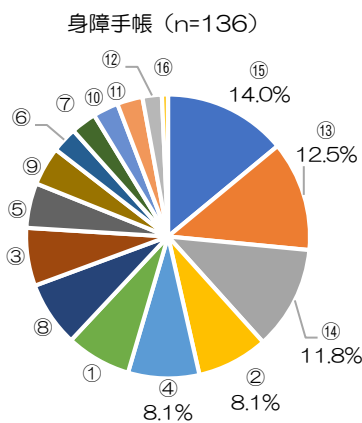
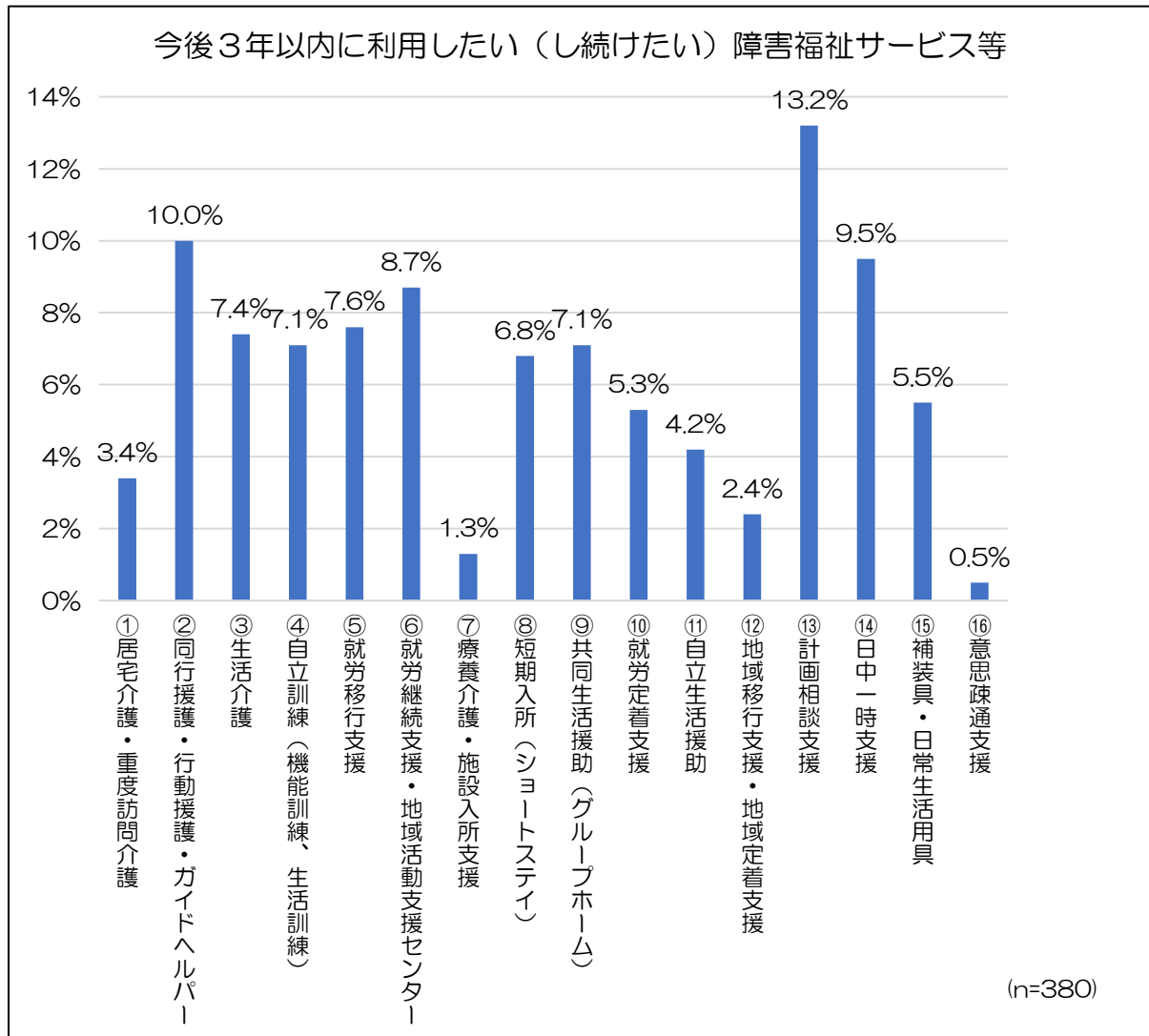
【 今後利用量を増やしたい障害福祉サービス等 】

現在利用している障害福祉サービス等について、今後利用量を「増やしたい」と回答した方の割合が最も高かったのは、「⑧短期入所（ショートステイ）」、次いで「④自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「⑮補装具・日常生活用具」でした。



【 今後3年以内に利用したい（利用し続けたい）障害福祉サービス等 】

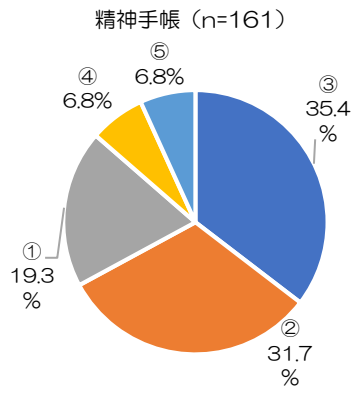
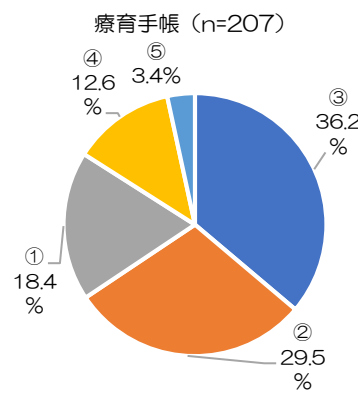
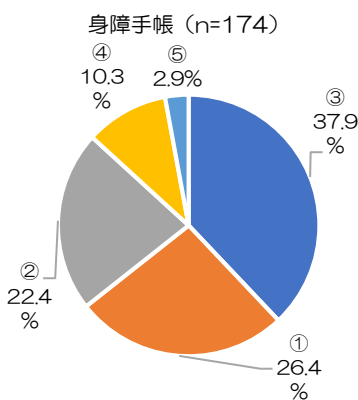
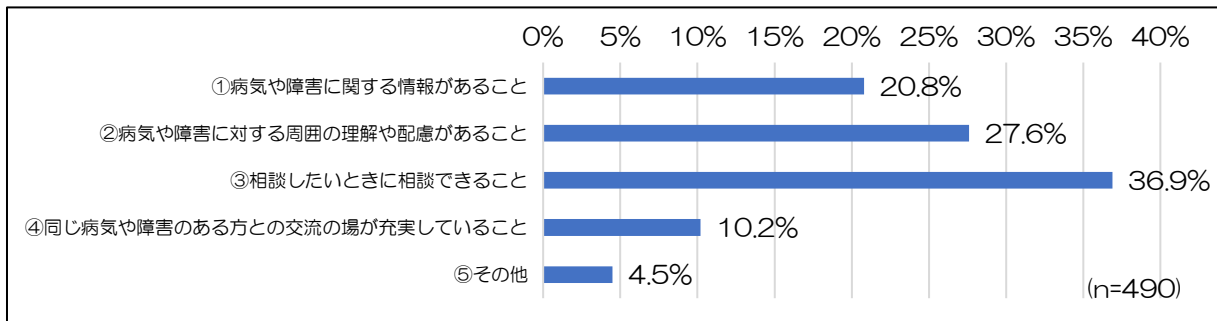
「⑬計画相談支援」が最も多く、次いで「②同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、「⑭日中一時支援」、「⑥就労継続支援・地域活動支援センター」、「⑤就労移行支援」でした。





【 病気や障害の発症予防、重度化予防のために必要なこと 】

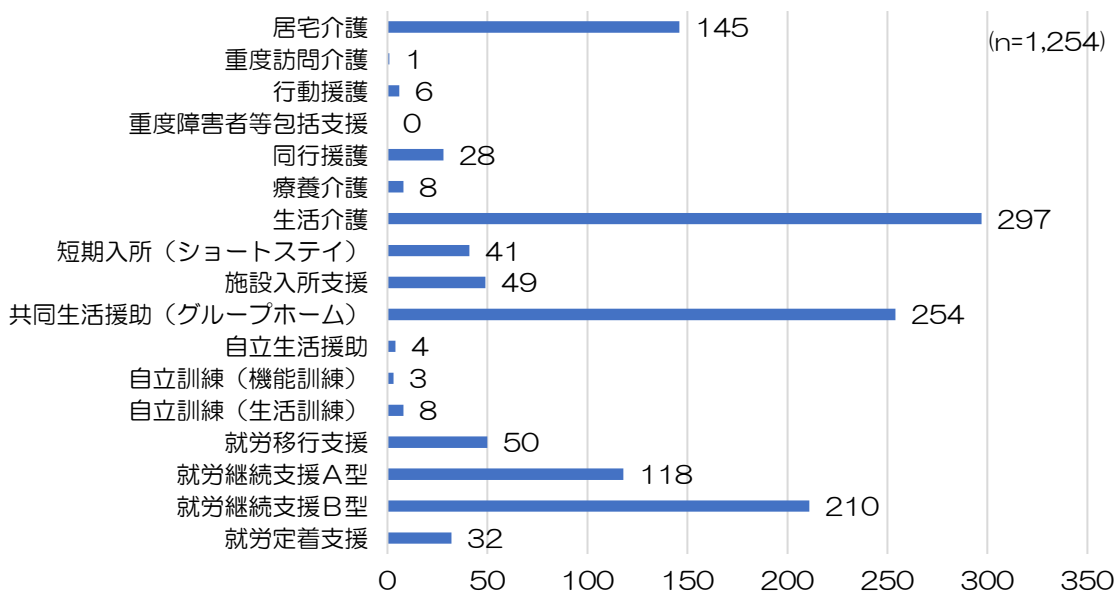
「③相談したいときに相談できること」が最も多く、次いで「②病気や障害に対する周囲の理解や配慮があること」、「①病気や障害に関する情報があること」、「④同じ病気や障害のある方との交流の場が充実していること」でした。



ワンポイント!

障害福祉サービス利用者数

令和5年3月実績



#### (4) アンケートのまとめ

##### ア 現在と今後3年以内の生活について

###### ○暮らし方

現在の暮らし方について手帳別にみたところ、身体障害のある方、精神障害のある方、知的障害のある方とも「自宅で家族と過ごしている」が最も多く、全体の約6割を占めていました。次に、身体障害のある方、精神障害のある方については「自宅でひとり暮らし」が多く、知的障害のある方については「障害者向けのグループホーム」が多いという結果になりました。

次に、今後3年をめぐにした暮らし方については、身体障害のある方、精神障害のある方、知的障害のある方とも「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、全体の約5割を占めていました。次に、上記の項目以外の回答について手帳別にみると、知的障害のある方は「障害者向けのグループホームで暮らしたい」という回答が約23%、身体障害のある方は「自宅でひとり暮らしをしたい」という回答が約24%、精神障害のある方は「自宅でひとり暮らしをしたい」という回答が約24%という結果になりました。

知的障害のある方については障害者向けのグループホームの整備・充実が必要であり、身体障害のある方、精神障害のある方についてはひとり暮らしのための支援が必要だと考えられます。

###### ○平日の日中の過ごし方

現在の平日の日中の過ごし方について手帳別にみたところ、身体障害のある方、精神障害のある方については「自宅で過ごしている」が最も多く、知的障害のある方については「生活介護・療養介護」が最も多いという結果になりました。次に、身体障害のある方、精神障害のある方については「企業等で働いている」が多く、知的障害のある方については「幼稚園や保育園・学校等に通っている」が多いという結果になりました。

今後3年をめぐにした平日の日中の過ごし方については、身体障害のある方については「自宅で過ごしたい」、知的障害のある方については「生活介護・療養介護」、精神障害のある方については「企業等で働きたい」が最も多いという結果になりました。次に、身体障害のある方については「企業等で働きたい」、知的障害のある方については「幼稚園や保育園・学校等に通いたい」、精神障害のある方については「自宅で過ごしたい」が多いという結果になりました。

身体障害のある方、精神障害のある方については在宅での支援と一般就労に向けた支援、知的障害のある方については日中活動の場の確保が必要であると考えられ、いずれにおいても必要なときに適切な支援へとつなげるための相談ができる環境の整備が重要です。

## イ 今後3年以内の障害福祉サービス等の利用状況について

今後3年以内に利用したい（利用し続けたい）障害福祉サービス等について、「計画相談支援」、「同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、「日中一時支援」という回答が多数ありました。これらのサービスについて、今後もニーズは増加していくと考えられるため、必要とする方に必要とするサービスを提供できるよう、サービス提供体制を充実させていく必要があります。

## ウ 我孫子市の障害者支援の取り組みについて

「障害に対する理解の促進」、「地域の施設や事業所との連携」、「日中活動を安心して行える場所の充実」といった施策の満足度が高かった一方で、「わかりやすい情報提供」、「バリアフリーのまちづくり」、「防災・災害・緊急時の対策」といった施策の満足度は低い結果となりました。マルチメディアを用いた誰にでもわかりやすい情報提供に努めると共に、すべての市民にとって安心・安全に生活できる環境の整備を行う必要があります。

## エ 病気や障害の発症予防、重度化予防について

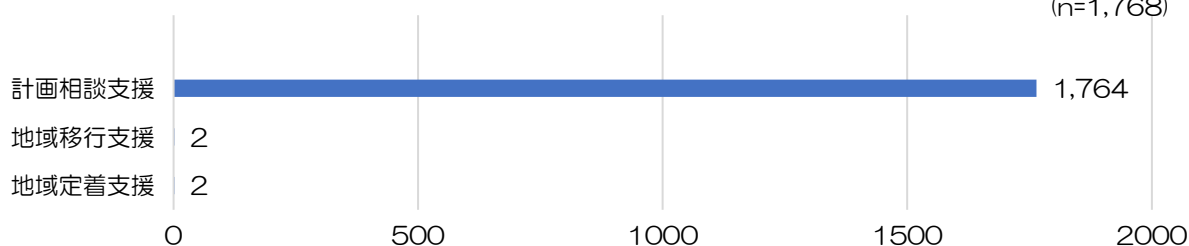
病気や障害の発症予防、重度化予防のために必要なことについて、「相談したいときに相談できること」が最も多く、次に「病気や障害に対する周囲の理解や配慮があること」が多い結果となりました。相談したいときに必要な機関に相談できる体制の構築と周知、また、市民への障害に関する理解・啓発を行う必要があります。

ワンポイント!

### 計画相談支援・地域相談支援利用者数

令和5年3月実績

(n=1,768)



## 2 事業所および団体ヒアリングの実施結果

### (1) ヒアリングの概要

令和5年6月22日から7月7日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市において、障害福祉サービスおよび一部の地域生活支援事業のサービスを提供している事業所、また障害者団体へ郵送およびオンラインによるヒアリングを実施しました。

### (2) ヒアリングの回答状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
障害福祉サービス事業所等	107	79	74%
障害者団体	10	10	100%

### (3) ヒアリングの主な意見のまとめ

#### ア 障害福祉サービス等について

現在提供している障害福祉サービスおよび今後提供を検討している障害福祉サービス等における利用者のニーズについて調査したところ、「増えている」、「変わらない」という回答が全体の9割以上でした。あらゆる障害福祉サービスの需要は増え続けています。なかでも「増えている」と回答のあった障害福祉サービス等は、「計画相談支援」に次いで「共同生活援助（グループホーム）」でした。障害福祉サービスの適切な利用のためにも、多様な相談に対応できる相談支援事業の充実が求められており、また、住まいの場については、市内に共同生活援助事業所（グループホーム）が増えてきたなかで、今後はその質の向上が必要であると考えられます。

#### イ サービスの提供体制にかかる課題について

利用者の支援状況等における課題および事業所運営における課題について、「障害特性や障害種別等によって、対応が困難な場合がある」、「人材育成が難しい」、「人材確保が難しい」という回答が多数ありました。また、市に希望する支援について、「スキルアップのための研修等の実施」、「人材確保のための支援や情報提供」という回答が全体の約4割を占めていました。あらゆる障害福祉サービスにおける支援の質の向上のため、施設従事者に対する研修や助言等の充実が求められます。また、人材確保の支援のため、集団実地指導における事業の適切な実施および働きやすい環境の整備に関する指導や、福祉の仕事の魅力を伝え、理解を広げるための広報にも努める必要があります。

#### ウ 他機関等との連携状況および地域生活支援拠点等について

他機関等との連携状況について、「相談支援事業所」や「家族等の保護者」とは連携が取れているという回答が多かった一方、「ボランティア・民生委員」や「医

療機関」とは連携が取れていないという回答が多くありました。また、地域生活支援拠点等の機能について、「知っている」、「内容はよくわからないが、名前は知っている」という回答が全体の約6割を占めており、「よく知っている」という回答は全体の1割未満でした。地域生活支援拠点等の重要な機能の一つである地域の社会資源の連携体制の構築を強化し、併せて周知することで、地域一体となって推進していく必要があります。

### コラム① 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。我孫子市では、SDGsを誰もが健康で安心して暮らせる住宅都市として、より一層発展させていく目標と捉え、健康・福祉、環境保全、産業、都市機能など、さまざまな分野のまちづくりを進めています。



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、5つの基本目標を設けます。

#### 基本目標1 地域における理解・啓発



すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員としてお互いを尊重する社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要です。マルチメディア等を活用し、障害についての理解を広めると共に、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域が主体的に取り組むための仕組みを作るために、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### 基本目標2 相談支援と権利擁護体制の充実



障害のある方やその家族、また、障害によるひきこもり等により支援が必要な方が、身近な場所で気軽に相談できるように、障害者まちかど相談室と基幹相談支援センターの強化・充実を図ります。

基幹相談支援センターにおいては、障害者まちかど相談室と連携を図り、障害のある方への虐待防止、成年後見制度の活用、障害者差別解消法<sup>\*</sup>の啓発をし、権利擁護体制の充実を図ります。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法とする。）

#### 基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実



障害特性にかかわらず障害のある方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、また、福祉施設の入所者等が地域生活へ移行できるよう、ライフステージに応じたきめ細やかなサービスや支援を充実し、関係機関との連携を図ります。

また、医療的ケアが必要な障害のある方が健やかな心身を保ち、地域での安定した生活が継続できるよう医療・福祉の連携を充実すると共に、強度行動障害等、重度障害のある方を受け入れる日中サービス支援型共同生活援助による常時の支援体制を確保します。

障害福祉サービス事業の課題と向き合い、サービス全体の質の向上を目指します。

## 基本目標4 就労・社会参加の促進



障害のある方が自立して生活できるようにするため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所、特別支援学校、特例子会社等と連携し、相談の受付から就職後の定着を図るためのフォローアップまで、一貫した支援を提供すると共に、障害者雇用の一層の理解と協力を求めています。

また、障害のある方の生活の質の向上と社会参加の促進のために、スポーツや余暇活動等の情報や機会の提供を進めています。

## 基本目標5 安心して暮らせる環境づくり



緊急時や障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えたサービスの利用や対応ができるよう、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図ります。

また、バリアフリーのまちづくりを推進し、情報を提供することで、障害の有無にかかわらず、すべての市民に住みやすいまちづくりを目指します。

災害時には、配慮が必要な方に対する支援計画である「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時における支援のあり方、利用しているサービスの継続的な提供体制の整備等、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## 2 施策の体系

基本目標に基づき、基本方針と各施策を次の表のとおりとします。

※☆は、本計画における重点施策です。

基本目標	基本方針	施策
1 地域における理解・啓発	1 理解の促進	1 ☆広報・啓発活動の充実
	2 交流の場・機会づくり	1 交流の場の充実
		2 ボランティア活動への支援
2 相談支援と権利擁護体制の充実	1 相談支援体制の強化・充実	1 ☆基幹相談支援センターの充実
		2 ☆相談支援事業の強化・充実
		3 精神保健福祉の充実
	2 権利擁護の推進	1 虐待防止センターの運営
		2 ☆成年後見制度の活用の促進
		3 障害者差別解消法の啓発
3 暮らしを支えるサービスの充実	1 日常生活への支援	1 福祉用具等の給付の推進
		2 障害福祉サービス等の充実
	2 意思疎通の支援	1 コミュニケーション支援の推進
		2 情報取得への支援の充実
	3 経済的支援の充実	1 経済的支援の充実
	4 日中活動の場・住まいの場の充実	1 日中活動の場の充実
		2 ☆住まいの場の充実
		3 公設施設の運営



基本目標	基本方針	施策
3 暮らしを支えるサービスの充実	5 保健・医療支援の促進	1 高齢障害者支援施策の推進
		2 在宅医療支援の推進
		3 健康づくり体制の充実
	6 質の高い福祉サービスの提供	1 公施設による支援の充実
		2 障害福祉サービス事業所指定・監査の充実
		3 ☆人材の確保の推進
4 就労・社会参加の促進	1 就労の促進	1 ☆就労の促進
	2 社会参加の促進	1 障害のある方の主体的な活動への支援の充実
		2 スポーツ・レクリエーションの推進
5 安心して暮らせる環境づくり	1 快適な居住環境づくり	1 地域生活支援拠点等事業の充実【新規】
		2 道路・交通のバリアフリーの推進
		3 バリアフリー情報の提供
	2 防災・災害・緊急時への対策	1 ☆避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援
		2 緊急時に備えるための対策
		3 感染症への対策

## 第4章 基本計画

### 基本目標1 地域における理解・啓発



#### 【現状と課題】

障害のある方が地域の一員として暮らしていくためには、市民に対し、障害についての正しい知識を広め、理解を深めていくことが非常に重要です。

理解の促進に関しては、取り組みが目に見える成果として反映されにくいことから、今後も継続して市民、学校、公共施設、福祉施設および企業等に対し、障害のある方への理解を深めるための啓発活動を実施していくと共に、本市が実施している施策について、マルチメディア等を活用し、積極的に発信していく必要があります。

また、障害のある方と実際に交流することで、障害をより身近に感じることができ、正しい知識や理解につながります。交流の場や機会を充実させ、障害の有無にかかわらず、共に支え合う環境づくりを進めます。

#### 基本方針1 理解の促進

すべての市民が障害に対して正しい知識と理解を持つことができるよう、講演会や広報、マルチメディアを活用した情報発信、研修等の機会を通じ、積極的に啓発活動を実施していきます。

#### 施策1 広報・啓発活動の充実

事業名	事業内容	所管
市民への啓発	障害福祉について関心と理解を深められるよう、障害者週間に合わせた啓発活動等を実施し、PRを図ると共に、市主催の講座や講演会、イベント等の内容を充実させます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
マルチメディア等を活用した情報発信	広報やホームページ等により、障害に関する正しい知識や理解を深めるためのさまざまな情報を発信すると共に、市の障害福祉施設の活動や行事についてPRしていきます。障害者団体や障害福祉サービス事業所の主催するイベントや講座等の情報についても積極的に発信し、市民への情報提供の充実を図ります。	障害者支援課 あらき園 障害者福祉センター 就労支援センター

事業名	事業内容	所管
メンタルヘルス啓発事業の実施	精神疾患を発症しやすい年代にさしかかる小・中学生に対し、主な精神疾患の症状や特性および相談窓口を紹介するパンフレットを作成、配布することにより、精神疾患の早期発見・早期治療のきっかけづくりを行います。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
多様性を認め合う学校教育活動の実施	小・中学校において、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、さまざまな人が共に生活していくことの大切さが実感できる機会を、学校教育活動の全体を通して設けていきます。	指導課 教育相談センター

事業名	事業内容	所管
市職員に対する研修等による啓発	市職員に対する研修等による啓発を行い、すべての職場において障害福祉にかかる認識を深め、情報を共有していきます。	人事課

## 基本方針2 交流の場・機会づくり

地域における障害のある方への正しい理解と、共に支え合う環境づくりを促進するため、各種行事等の開催を通じて、市民が障害のある方と交流する機会を設けます。

### 施策1 交流の場の充実

事業名	事業内容	所管
地域との交流	地域住民やボランティアも参加するあらか園祭を通じて、地域との交流や障害福祉の啓発を図ります。また、地域で開催されるイベント等に積極的に参加していきます。	あらか園

事業名	事業内容	所管
自発的な活動に対する支援	障害のある方やその家族等が自発的に行う活動に対し、事業への後援や出前講座の活用等により積極的に支援していきます。	障害者支援課

## 施策2 ボランティア活動への支援

事業名	事業内容	所管
公施設でのボランティア受け入れ	地域の人々との交流を図り、障害のある方への理解を深めるため、通所による障害福祉施設において、余暇活動や行事等を支援するボランティアの受け入れを推進します。	あらき園 障害者福祉センター

事業名	事業内容	所管
介護保険ボランティアポイント制度	高齢者が市内の介護保険施設や障害福祉施設等で、ボランティア活動を通して社会貢献することを奨励し、介護予防を推進すると共に、障害のある方との交流を促進していきます。	高齢者支援課

※所管の欄にある「障害者福祉センター」は「我孫子市障害者福祉センター」を、「就労支援センター」は「我孫子市障害者就労支援センター」を表します。

### コラム② 「ヘルプカード」「ストラップ型ヘルプマーク」 を使ってみませんか？

ヘルプカードは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠している方等外見からは援助等を必要としていることがわかりにくい方等が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひするためのカードです。



ストラップ型ヘルプマークは、カバンなどに取り付けて使用できます。マーク本体の裏面に貼付できるシールを同封しており、シールには氏名や連絡先、手助けしてほしいこと等を記載できます。

より詳細に多くの情報を記載できるヘルプカードと併用し、ストラップ型ヘルプマークはカバンの外に、ヘルプカードはカバンの中に入れて持ち歩く等、工夫して携帯してください。

配布場所 障害者支援課、障害者まちかど相談室、各行政サービスセンター  
 問い合わせ 障害者支援課 相談係 04-7185-1111  
 千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課 043-223-2340

## 基本目標2 相談支援と権利擁護体制の充実



### 【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、障害のある方やその家族からの相談を受け止め、さまざまな福祉サービスの情報提供・助言・利用支援等を行う相談支援体制の充実が重要です。

市では、障害者支援課内に設置している基幹相談支援センターを中心に、市内5地区に地域の相談窓口として平成25年度から「障害者まちかど相談室」を設置し、連携した相談支援体制を築いてから、10年が経過しました。この10年の間に、相談件数は増加の一途をたどり、ニーズも多様化しています。今回のアンケート結果においても、より一層の連携体制の強化と質の向上が求められています。そのためにも、支援体制の中心である基幹相談支援センターの役割を明確化し、情報共有、研修、指導の場を充実させることで、指定特定相談支援事業所を含めた地域全体で、より質の高い専門的な相談ができる体制への取り組みを推進していく必要があります。自立支援協議会による評価や検証を行いながら、地域づくりの一環として、相談支援体制の向上を目指します。

また、障害のある方の権利擁護については、同じく障害者支援課内に設置している「障害者虐待防止センター」を中心に対応しています。通報件数も増加しており、通報や相談等への迅速な対応が可能となる支援体制の構築が求められています。一方で、障害福祉サービスを提供する事業所数の基盤は整いつつありますが、障害のある方に対する虐待の防止に関する取り組みをより強化していくことが、重要な課題となっています。また、障害者差別解消法が令和3年に改正され、事業者による障害のある方への合理的配慮が義務化される等、社会全体で共生社会の実現に向けた取り組みも進められています。

成年後見制度に関しては、相談件数も増加し、市民への認知が広まる一方で、後見人の不足や手続きの難解さ等から、十分に活用されていない状況があります。今後も引き続き、成年後見制度を利用するための支援や普及啓発に努めていく必要があります。

### 基本方針1 相談支援体制の強化・充実

障害種別にかかわらず、幅広い内容の相談に対応できる体制の充実が望まれています。そのため、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談機関の連携を強化し、定期的に評価・検証を行いながら、質の高い相談体制の構築を目指します。

## 施策1 基幹相談支援センターの充実

事業名	事業内容	所管
障害者相談の実施	地域の相談支援体制における中核的な役割を持つ基幹相談支援センターを障害者支援課内に設置し、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の資格を持つ職員による、障害のある方等に対する専門的・総合的な相談を行います。また、地域の相談支援事業所間の連絡や調整をはじめとした、介護・子育て・医療・生活困窮等の関連分野との連携を強化し、重層的な支援体制を構築します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
自立支援協議会の充実	協議会において、地域における課題の抽出、改善に向けた取り組みの検討および評価を行い、障害のある方が安心・安全に生活できる支援体制を整備します。また専門部会においては、各分野の関係者によるネットワークを強化し、地域の支援体制の向上に繋げていきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
指定特定相談支援事業の運営	障害者支援課内に指定特定相談支援事業所を設置し、障害福祉サービスの利用に関する相談に応じるほか、緊急性の高い場合等、必要に応じてサービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。	障害者支援課

## 施策2 相談支援事業の強化・充実

事業名	事業内容	所管
障害者まちかど相談室の設置	委託相談支援事業所報告会の定期的な実施等を通じて、市内5地区に設置している障害者まちかど相談室との連携をさらに強化し、さまざまな相談ニーズに対応できるよう相談体制の充実を図ります。また、各まちかど相談室の取り組みについて評価・検証を行いながら、より質の高い相談体制を構築します。	障害者支援課



事業名	事業内容	所管
相談支援事業所 連絡会の実施	市内の相談支援事業所相互の技術・能力の向上および連携強化のため、定期的に研修会や勉強会を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
相談支援専門 員の研修等の 実施	市内の相談支援専門員の技術・能力の向上のため、さまざまなテーマの研修や、事例検討会を実施します。また、市内の相談支援専門員に対する相談、助言、指導等を行い、連携をより強化するため、定期的な巡回訪問を行います。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
関係機関との 連携	地域ケア会議をはじめとする他機関の会議への参加等、さまざまな関係機関とのネットワークを強化し、あらゆる課題に対応できる包括的な支援体制を構築します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
障害者相談員 の利用啓発	障害のある方やその家族から選出され、障害のある方が日常生活を送る上でのさまざまな相談・助言を行う障害者相談員について、ホームページ等で周知を図ります。また、障害者相談員の技術・能力の向上のため、研修会の実施や案内を行います。	障害者支援課

### 施策3 精神保健福祉の充実

事業名	事業内容	所管
心の健康クラ ブの実施	心の問題を抱える方の家族を対象に、専門職同席のもと情報交換等を行うミーティングを開催します。また、各分野の専門家を講師に招き、障害福祉に関するさまざまなテーマでの講演会を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
心の相談の実 施	病院に行くべきかどうか悩んでいる方やその家族を対象に、精神科医による相談を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
アルコール教 室の実施	酒に関する悩みを抱える方やその家族を対象に、同じ悩みを経験した当事者による相談を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、精神科医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域における課題の把握やその改善に向けた検討を行うことで、連携した精神保健医療福祉体制を構築し、精神障害のある方の地域移行・地域定着を推進します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
障害のあるひきこもりの方に対する支援機関のネットワークの構築	アウトリーチ事業を実施している民間の支援団体や市内の相談支援事業所をはじめ、さまざまな関係分野と連携し、協力体制を築きながら、個別相談に対応します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
自殺対策	「自殺対策計画」に基づき、自殺を防ぐための取り組みとして、自殺予防の啓発、相談窓口やネットワークの強化、ゲートキーパーの養成を行います。	社会福祉課

## 基本方針2 権利擁護の推進

障害のある方が地域の中や施設で安心して生活できるよう、権利擁護のための支援体制が求められています。そのため、障害者虐待や障害者差別についての理解を深めると共に、関係機関と連携しながら、相談があった場合に迅速かつ適切に対応できる体制の構築を目指します。また、必要な方が利用できるよう、成年後見制度の活用の推進を図ります。

### 施策1 虐待防止センターの運営

事業名	事業内容	所管
虐待に対する相談、指導、一時保護の実施	障害者支援課内に虐待防止センターを設置し、障害のある方への虐待にかかわる相談を行うと共に、通報等への迅速な対応や一時保護事業等を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
市民に向けた虐待に関する普及啓発	虐待への理解を深め、早期発見に繋げるため、パンフレットや広報、ホームページ等を用いた啓発活動を実施します。	障害者支援課



事業名	事業内容	所管
障害福祉サービス事業所へのフォローアップ	支援の質を高め、虐待の防止に繋げるため、施設従事者への研修の実施や助言等を行います。また、虐待通報のあった事業所に対しても、個別の研修や定期的なモニタリング等を行い、フォローアップを継続します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
関係機関との連携	障害のある方の権利擁護に関する課題を扱う自立支援協議会権利擁護部会委員や弁護士、司法書士等の専門職、その他関係分野との連携を強化し、通報等への迅速な対応が可能な支援体制を構築します。	障害者支援課

## 施策2 成年後見制度の活用の促進

事業名	事業内容	所管
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の活用を促進するため、申立てができる家族がいない障害のある方に対する市長申立てによる支援や、制度の利用に関する相談等を行います。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成	成年後見制度にかかる報酬の助成を受けなければ制度の利用が困難な方への報酬扶助を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
成年後見制度の普及啓発	パンフレットや広報、ホームページ等を用いた市民への周知・啓発活動を実施し、制度の普及に努めます。さらに、必要な方がきちんと制度を利用できるよう、関係機関との連携を強化していきます。	障害者支援課

## 施策3 障害者差別解消法の啓発

事業名	事業内容	所管
障害者差別解消法の推進	すべての人々が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別に関する相談を行い、また障害者差別解消法に関する理解啓発のための取り組みを行います。	障害者支援課

## 基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実



### 【現状と課題】

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、活発に社会活動に参加していくためには、地域においてサービスの質や量を確保し、サービスについての相談や利用に至るまでの支援、また状況に応じて適切なサービスを利用し続けられるための、総合的な提供体制を整備することが必要です。一方で、真に入所が必要な重度障害のある方に対し、安全・安心な居住の場と日中活動の場として入所施設の継続利用を支援することも必要です。

市では、障害のある方の重度化・高齢化に対応するために、短期入所を併設した緊急一時的な宿泊の場の提供をする役割や、施設等からの地域移行の促進および地域生活の継続等の中核的な役割等を担う日中サービス支援型共同生活援助について、自立支援協議会と連携し、地域の実情に合わせた整備に取り組んできました。

アンケート結果では、身体に障害のある方や精神に障害のある方のひとり暮らしへの希望や知的障害のある方のグループホームでの暮らしへの希望が多く、その中でも重度の障害のある方や障害の特性に応じた支援を提供するグループホームがこれまで以上に求められている状況です。また、必要なサービスの質と量を確保し、充実した障害福祉サービス等を提供するためにも、事業所に対するヒアリングにおいても課題としてとらえられている人材の確保について、障害福祉サービス事業者等と一体となって取り組んでいかなければなりません。

### 基本方針1 日常生活への支援

障害のある方が安心して地域で暮らせるよう、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の在宅生活におけるサービスの内容を充実させると共に、必要なときに必要なサービスが適切に受けられる体制を整備します。

#### 施策1 福祉用具等の給付の推進

事業名	事業内容	所管
日常生活用具の給付	地域生活支援事業による障害のある方ならびに難病患者の日常生活を便利にするための用具を給付します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
補装具の給付	身体障害のある方の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢・装具・車いす等の補装具費を支給します。	障害者支援課

## 施策2 障害福祉サービス等の充実

事業名	事業内容	所管
介護給付	「居宅介護」等の障害者総合支援法による介護給付に位置づけられているサービスの支給を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
訓練等給付	「就労移行支援」等の障害者総合支援法による訓練等給付に位置づけられているサービスの支給を実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
日中一時支援事業の実施	日中において、一時的に見守り等の支援や活動の場が必要な方へ、日中活動の場の提供や自宅等からの送迎、社会に適応するための日常的な訓練の場を提供します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
代筆・代読ヘルパー派遣事業の実施	視覚障害のある方の自宅にヘルパーを派遣し、官公庁からの通知の代読や申請書の代筆等を行います。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
配食サービスの実施	自分で食事の支度ができない、または、一人で外出が困難な65歳未満の障害のある方に、栄養バランスのとれた食事の提供と、利用者の安否確認を行います。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
訪問入浴サービスの実施	重度の障害のある方に、移動入浴車を派遣し、入浴の介護にかかる洗身および洗髪、衣類の脱着、褥そう等の観察指導、寝具の整理等に関するサービスを提供します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
理髪サービスの実施	重度の障害のある方に、市に登録された理容師が居宅に出向いて、理髪を行います。	障害者支援課

## 基本方針2 意思疎通の支援

障害のある方の日常生活における円滑なコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣等、コミュニケーション支援を推進します。また、障害に配慮して、市のホームページや広報あびこの構成を工夫すると共に、わかりやすい方法により情報を提供していきます。

### 施策1 コミュニケーション支援の推進

事業名	事業内容	所管
手話通訳者および要約筆記者派遣の実施	聴覚障害のある方への適切な情報保障や、周囲と円滑なコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者および要約筆記者の派遣を実施します。また、聴覚障害のある方の社会参加の充実を図るため、派遣内容について検討していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
手話奉仕員の養成	手話通訳者の担い手を育成・確保するため、手話奉仕員の養成講座を開催します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
手話通訳者設置事業の実施	聴覚障害のある方の相談、市役所窓口での円滑な意思疎通支援、手話通訳者の派遣および要約筆記者の派遣コーディネート等を担う手話通訳者を障害者支援課に設置し、聴覚障害のある方の福祉の増進を図ります。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
失語のある人向け意思疎通支援の実施	失語のある方に、意思疎通支援者との会話の場を提供します。	障害者福祉センター

事業名	事業内容	所管
手話講習会の実施	聞こえない、聞こえにくい方が円滑なコミュニケーションを図れるよう手話講習会を開催します。	障害者福祉センター

## 施策2 情報取得への支援の充実

事業名	事業内容	所管
障害福祉のしおりの発行	障害のある方が受けられる各種サービス、手当、相談窓口等についてまとめた「障害福祉のしおり」を発行し、わかりやすく正確に情報を提供します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
声の広報あびこ	広報紙「広報あびこ」を、視覚障害のある方向けに朗読音声収録した「声の広報あびこ」でもお知らせします。	秘書広報課

事業名	事業内容	所管
視覚障害に配慮した郵送物による情報提供の実施	視覚障害のある方が判別しやすいよう点字シールや音声コードを付した郵送物について、関係各課と協議しながら実施します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
市ホームページの文字拡大・音声読み上げ	ホームページの表示サイズ変更、文字や画像の色変更、音声読み上げ、ふりがな表示の機能で情報を提供し、障害に配慮したページづくりを行っていきます。	秘書広報課

### コラム③ 障害者手帳アプリ「ミライロID」

スマートフォン用のアプリで、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）の情報を登録すると、手帳を提示する代わりに「ミライロID」の画面を見せるだけで、市が運営する施設の使用料や入館料、駐車料金等で障害者割引を受けることができます。

我孫子市以外の公共施設やサービス、公共交通機関等でも導入されていますので、詳しくは「ミライロID」のホームページをご確認ください。

### 基本方針3 経済的支援の充実

障害のある方の経済的自立を支援するため、本人および家族等への経済的負担を軽減します。各種福祉手当や医療費の給付、その他の助成事業等、経済的支援の充実に努めます。

#### 施策1 経済的支援の充実

事業名	事業内容	所管
各種福祉手当の給付	重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより福祉の向上を図ります。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
自立支援医療費の給付	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
重度障害者医療費の給付	重度心身障害者を対象に、医療機関で診療（保険調剤を含む）を受けた場合、保険診療（調剤）による自己負担相当額から、保険給付の額および自己負担金を控除した金額を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
グループホーム等家賃の助成	我孫子市からグループホーム、生活ホームおよび精神障害者ふれあいホームへの入居承認を受けている方の経済的負担の軽減として、家賃の一部を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
一時介護委託料の助成	在宅において障害のある方を介護している保護者が、疾病等の理由により介護ができなくなったため一時的に有料で介護人に介護を委託したとき、その費用の一部を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
障害者支援施設等通所費用の助成	障害者施設等に通所する場合にかかる費用の一部を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
福祉タクシー運賃の助成	重度の障害のある方がタクシーを利用した場合にかかる運賃の一部を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
住宅改造費の助成	手すり設置、段差解消等にかかる改造費を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
若年がん患者への福祉用具の貸与・購入費の助成【新規】	18歳以上40歳未満の回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者に対し、福祉用具の貸与および購入にかかる費用の一部を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成	障害のある方が自動車の運転免許を取得し、または自動車を自ら使用するために改造する場合に、要する経費の一部を助成します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
特定疾病療養者援助金の給付	療養者またはその保護者に対して特定疾病療養者援助金を支給することにより、療養者またはその保護者の闘病若しくは労苦に報いることおよび経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。	障害者支援課

#### コラム④ 興味があれば、参加してみませんか？

○仲間と共に歩む「アルコール教室」（参加費無料）

楽しいはずのお酒が自分を苦しめる…やめなきゃと思ってもお酒をやめられない…断酒を一人で頑張ってしまういませんか？同じように断酒を続けている、苦しみを乗り越えて今を楽しく過ごしている、お酒をやめた方やそのご家族が、あなたと仲間として出会うのを待っています。 問い合わせ 障害者支援課 相談係 04-7185-1111



## 基本方針4 日中活動の場・住まいの場の充実

障害のある方が住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るため、必要性のある日中活動や住まいの場の整備に対する補助を実施すると共に、今後は、障害福祉サービス等の質の向上を目的とした対策を検討し、実施していきます。

### 施策1 日中活動の場の充実

事業名	事業内容	所管
障害福祉サービス事業所の施設整備・運営支援	障害福祉サービス事業所の基盤整備や安定的運営を図るため、施設整備費補助や運営費補助等について、必要性を検証しながら継続していきます。また、障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るため、利子補給について実施していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
地域活動支援センターの運営支援	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターの運営が安定するよう補助します。	障害者支援課

### 施策2 住まいの場の充実

事業名	事業内容	所管
グループホームの施設整備・運営支援	障害のある方の住まいの場の確保にあたり、グループホームを運営する事業所の安定的な運営を図るため、必要性のある施設整備や運営費補助について実施していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
生活ホームの運営支援	障害のある方の住まいの場の確保にあたり、生活ホームを運営する事業所の安定的な運営を図るため、運営費補助について実施していきます。	障害者支援課



### 施策3 公設施設の運営

事業名	事業内容	所管
あらしき園運営の充実	重度の重複障害や強度行動障害のある方に対し、食事や排せつの支援を継続して行うと共に、喀痰吸引等を必要とする利用者を受け入れるための体制を整備します。また、機能訓練や体力づくり、創作的活動、季節に合わせた行事、各種余暇活動等を継続して実施していきます。	あらしき園

事業名	事業内容	所管
障害者福祉センターの運営	自立訓練（生活訓練）事業所「あおぞら」、地域活動支援センター「はるかぜ」については、内容の見直しや他の事業等への移行等を検討していきます。	障害者福祉センター

### 基本方針5 保健・医療支援の促進

医療的ケアが必要な障害のある方の在宅生活を支援するため、在宅医療・福祉連携体制の整備が求められています。医療を必要とする方と家族が安心して在宅で過ごすため、訪問看護によるサポートや、専門医療機関、福祉・教育等との連携を強化します。

また、高齢化する障害福祉サービス利用者に配慮した支援を充実し、推進します。

### 施策1 高齢障害者支援施策の推進

事業名	事業内容	所管
高齢障害者が介護保険へ移行した場合の障害福祉制度による利用者の負担軽減	障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳で介護保険サービスに移行した場合の利用者負担の増加を軽減していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
高齢障害者に対応した福祉サービスの利用支援	障害のある方が介護保険へ移行する際に、高齢者支援課や担当ケアマネジャー、相談支援専門員等と連携し、混乱の少ないスムーズな移行につなげていきます。また、情報を共有することで、より負担の少ない移行を図ります。	障害者支援課 高齢者支援課

## 施策2 在宅医療支援の推進

事業名	事業内容	所管
在宅医療分野との連携強化	医療的ケアを要する障害のある方や難病の方、精神疾患のある方の在宅生活を支援するため、訪問看護連絡会への後方支援を通じ医療と福祉の連携強化を図ります。	障害者支援課 高齢者支援課

事業名	事業内容	所管
重度訪問介護利用者が入院した場合の医療機関における障害者支援	重度の障害のある方で、意思の疎通に支援が必要な方が入院した際に、重度訪問介護ヘルパーが付き添うことで、入院中の最重度の障害のある方のコミュニケーションを支援します。	障害者支援課

## 施策3 健康づくり体制の充実

事業名	事業内容	所管
各種健康診査 各種がん検診 歯科健康診査	妊産婦健康診査、特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診、歯科健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めていきます。	健康づくり支援課

事業名	事業内容	所管
歯科健康相談 健康教育	障害のある方への口腔の健康維持のため、希望する福祉サービス事業所等の利用者に対し、継続して歯みがき指導等を実施していきます。	健康づくり支援課

事業名	事業内容	所管
出前講座等を通じた生活習慣病予防に関する情報発信	出前講座や我孫子市健康づくり動画等を通じ、生活習慣病予防に関する情報発信を行っていきます。	健康づくり支援課

## 基本方針6 質の高い福祉サービスの提供

公施設であるあらき園および障害者福祉センターでは、質の高いサービスを提供できるよう専門職を配置し、民間事業所への技術的な援助を強化して、障害福祉サービス等事業の質の向上を図ります。また、安定した事業運営となるよう、事業者と行政が連携し、合同企業説明会を実施する等、人材不足の解消に取り組んでいきます。

### 施策1 公施設による支援の充実

事業名	事業内容	所管
事業所への専門職員の派遣	市の専門職（理学療法士、作業療法士、社会福祉士等）を民間事業所へ派遣し、技術的支援や連携を強化することで、民間事業所のサービスの質を確保していきます。あらき園では応用行動分析学、摂食嚥下等についてスーパーバイザーによる助言・指導を受けていることから、支援技術や支援マニュアルをあらき園職員が民間事業者へ伝達することで、民間事業者での重度の重複障害や強度行動障害のある方等の受け入れ態勢をバックアップします。	あらき園 障害者福祉センター

### 施策2 障害福祉サービス事業所指定・監査の充実

事業名	事業内容	所管
障害福祉サービス事業所の指定および監査	千葉県より権限移譲を受けている事業等について、適切に指定管理を行うと共に、質の高いサービスを確保するため、事業の運営に関する指導や確認、助言等を実施する実地指導、また必要に応じた監査を強化していきます。	障害者支援課

### 施策3 人材の確保の推進

事業名	事業内容	所管
合同企業説明会の実施【新規】	障害福祉について興味のある方と事業所がマッチングする機会を提供できるように、支援者向けの合同企業説明会等の実施を、民間事業者と連携して取り組んでいきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
市のホームページでの人材募集	障害福祉について興味のある方と事業所がつながる機会を提供できるよう、市のホームページを利用し、市内障害福祉施設の人材募集を掲載していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
専門職採用の推進	障害福祉における専門的な相談を提供するため、社会福祉士や精神保健福祉士等の市の専門職採用を継続的に実施します。	障害者支援課

### コラム⑤ ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている「障害者等用駐車区画」を適正にご利用いただくための制度です。障害者・介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方の申請により利用証を交付します。

申請場所 障害者支援課、高齢者支援課、健康づくり支援課の各窓口

問い合わせ 障害者支援課 相談係 04-7185-1111

千葉県健康福祉部 健康福祉指導課 043-223-3924



### 【現状と課題】

障害のある方が、働くことを通して安定した生活や生きがいのある生活を送るためには、多様な就労ニーズや障害の特性に応じた就労環境の提供を推進する必要があります。

昨今、障害者雇用促進法の改正による合理的配慮の提供義務や法定雇用率の段階的な引き上げ、働き方の多様性、農福連携等に加え、在宅勤務や短時間勤務等の多様な働き方が浸透し、障害のある方のみに限らず、社会全体で就労環境が大きく変化してきました。働きやすい環境を整えやすくなり、障害の特性に応じた働き方の選択肢が拡充している一方で、多様化する就労環境を支援するための体制が重要となっています。

本市では、障害者就労支援センターを設置し、障害福祉サービス事業所等と連携しながら、障害のある方の一般就労に関する相談・支援に取り組んでいます。

また、障害者優先調達推進法による方針の策定および取り組みを推進してきました。今後も、障害福祉サービス事業所等からの受注の機会を確保し、福祉的就労をしている障害のある方の自立を促進していく必要があります。

さらに、生活の質の向上および社会参加の促進を図るためには、スポーツ・レクリエーション等の余暇活動が重要であり、誰でも参加できる環境を調整する必要があります。

### 基本方針1 就労の促進

障害者就労支援センターを中核として、就労移行支援事業所等と連携しながら障害のある方の一般就労への移行や就職後の長期定着を継続的に支援すると共に、市役所の中での就労の場を確保します。

また、令和7年度より開始される「就労選択支援」を活用し、就労系障害福祉サービス事業所や相談支援専門員と連携のもと、就労に向けて必要な準備の見立てから実際の訓練、求職活動、就職後の長期定着まで途切れのない一貫した支援の提供を目指します。

### 施策1 就労の促進

事業名	事業内容	所管
障害者就労支援センターの運営	就労移行支援事業所等の利用者で一般就労を目指す方に対して、相談、評価、就職準備の一貫した支援を行います。就労移行支援事業所への技術的な援助を行い、訓練をする利用者のアセスメント（分析や評価）を強化しま	就労支援センター

	<p>す。就労に向けた適切な評価と適性の把握をすることで、訓練がより有効に行われるようにサポートします。また、就労した方に対して、就労の定着を図るため、職場適応援助者（ジョブコーチ）の派遣や職場訪問、雇用主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行っていきます。</p>	
--	--	--

事業名	事業内容	所管
「チャレンジドオフィスあびこ」の運営【新規】	令和5年度から「チャレンジドオフィスあびこ」を開設し、一般就労を目指す障害のある方に、「職場」という環境を提供し、実務経験を積むことで、一般就労へとつなげるための支援を実施していきます。	就労支援センター

事業名	事業内容	所管
青年サークル「むぎの会」の実施	定着支援の一環として、青年サークル「むぎの会」を運営し、就労している障害のある方の余暇活動を通して、就労状況の確認や定着のための支援を充実していきます。	就労支援センター

事業名	事業内容	所管
市役所での就労の場の確保	市職員採用において、障害者活躍推進計画に基づき障害者雇用を計画的に進めると共に、雇用した障害のある職員が長期に定着できる取り組みを実施していきます。	人事課

事業名	事業内容	所管
障害者優先調達推進法にかかる方針の策定・推進	本市における障害者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針について市のホームページで公表します。障害福祉施設等の受注の機会を確保し、福祉的就労をしている障害のある方の自立を促進していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
老人福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣	視覚障害のある方の活躍の場を確保し、福祉の増進を図るため、市の老人福祉センターへ視覚障害者マッサージ師を派遣します。	障害者支援課

## 基本方針2 社会参加の促進

障害のある方のスポーツ・レクリエーション等の余暇活動の機会や情報の提供を通じ、生活の質の向上や身体機能の維持を目指すと共に、障害のある方への理解の促進を図ります。

### 施策1 障害のある方の主体的な活動への支援の充実

事業名	事業内容	所管
移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)の実施	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援をするガイドヘルパーを派遣します。	障害者支援課

### 施策2 スポーツ・レクリエーションの推進

事業名	事業内容	所管
障害のある方でも参加できるスポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ推進委員が、誰でも手軽に楽しめる「ニュースポーツ」を通じて、福祉施設の利用者と交流を図ります。また、障害者団体へのスポーツ推進委員の派遣や、他団体と連携したイベントや研修を行っていきます。今後も、広報やホームページ等において、障害のある方でも楽しめるスポーツの啓発や情報提供等を行い、広くスポーツに親しめる機会を提供します。	文化・スポーツ課

## コラム⑥ 市内福祉施設の製品等をご紹介します！

市内の障害福祉施設において、受注できる業務や販売等している製品の情報を市のホームページに掲載しています。是非ご覧ください。

○トップページ>健康・福祉>障害者福祉>市内福祉施設等の製品等を紹介します





### 【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、すべての市民にとって安心して暮らせる環境づくり、誰にとってもバリアフリーなまちづくりが必要です。

これまでも、障害のある方が安心して地域で暮らし続けるために、障害の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた対策として、地域の社会資源の連携をいかし、「地域生活支援拠点等」の基盤を面的に整備してきました。しかし、その機能を十分にいかしきれていない現状があります。そのため、自立支援協議会等で適切に評価、検証をすることで、より地域の実情に対応した仕組みづくりを進める必要があります。

また、バリアフリーとユニバーサルデザインについては、安心して生活できる生活環境の整備のため、今後も継続的に普及・啓発の推進に取り組んでいく必要があります。

さらに、以前の震災や台風等による被害や、令和2年から新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式を取り入れる等、生活に大きな影響を受け、災害や感染症による非常時の対応について、改めて深く考える状況を経験してきました。災害時に配慮を要する方に対する支援の在り方や災害に強いまちづくりを進めていくこと、緊急のときに備えてあらかじめ対策しておくこと、そして、感染症等による影響がある中でも、障害のある方が安心して継続したサービスの提供を受けられるような体制の整備が重要な課題となっています。

### 基本方針1 快適な居住環境づくり

障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等の体制を整備し、積極的に活用していきます。「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つを柱とした居住支援のための仕組みを整備することで、障害のある方のより安心・快適な生活を、地域全体で支える体制の構築を目指していきます。

また、誰もが社会活動に参加しやすい環境を目指し、千葉県福祉のまちづくり条例に沿った福祉のまちづくりを総合的に推進するため、歩道段差解消や点字ブロック補修・設置等、バリアフリー化を進める事業を計画的に実施していきます。



## 施策1 地域生活支援拠点等事業の充実【新規】

事業名	事業内容	所管
障害者まちかど相談室の活用	「相談」機能として、基幹相談支援センター、障害者まちかど相談室が中心となり、緊急時のサービスのコーディネートや相談支援を行うと共に、地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を目指します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
緊急対応対象者リストの活用	「緊急時の受け入れ・対応」の機能として、市内2か所の事業所を受け入れ先として位置づけると共に、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するため、緊急対応対象者のリストを作成し、関係機関と情報を共有します。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
専門的人材の活用	「専門的人材の確保、養成」機能として、民間の障害福祉サービス事業所等への専門職員の派遣を実施すると共に、主任相談支援専門員を中心とした勉強会を通じて、相談支援専門員のスキルアップを図ります。	障害者支援課 あらしき園 障害者福祉センター

## 施策2 道路・交通のバリアフリーの推進

事業名	事業内容	所管
駅舎および駅周辺の整備	駅施設について、バリアフリー化を推進し、駅を利用するすべての人が安全で快適に利用できる環境を関係機関と協力しながら整備していきます。	交通政策課 道路課

事業名	事業内容	所管
事業者等の送迎バスの空席を活用した外出応援事業	市内の自動車教習所や病院等が運行している送迎バスの空席を活用し、高齢者や障害のある方の買い物、通院、交流等の外出を支援します。	交通政策課

事業名	事業内容	所管
歩行空間の整備	歩行空間について、段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックの敷設等を計画的に行うと共に、警察署と連携し、視覚障害者用信号機や交通信号機等の交通安全施設を整備します。また、歩道に自転車や荷物を放置しないよう市民へ啓発します。	道路課 交通政策課

### 施策3 バリアフリー情報の提供

事業名	事業内容	所管
バリアフリー情報提供事業	すべての人が安心して外出できるように、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽！あびこ」を公開型GIS「あびまっぷ」で公開しています。今後も随時内容を更新し、バリアフリー情報を提供していきます。	障害者福祉センター

## 基本方針2 防災・災害・緊急時への対策

災害時に支援が必要な障害のある避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難が困難であり、より迅速に避難するためには、平時にどのような避難方法になるのか、どのような支援が必要となるのかをあらかじめ確認しておくことが重要です。情報を事前に共有しておくことで、避難所での障害特性に合わせた配慮が提供される仕組みづくりを推進していきます。また、避難所において発生する二次災害を防ぐため、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方が、必要な配慮を受けられる福祉避難所として、あらかぎ園や障害者福祉センターの避難所開設訓練や運営訓練等に取り組んでいきます。

災害時以外についても、緊急時の対応に有効なヘルプマークやNET119の周知・活用を図っていくと共に、感染症に対する経験をもとに、安心してサービスの利用が継続できる体制の整備に取り組んでいきます。

### 施策1 避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

事業名	事業内容	所管
避難行動要支援者避難支援計画の推進	「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」および「我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、同意前提方式による要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援団体に対して名簿を提供できる環境を整備します。個別避難計画については優先度が高い要支援者から、作成を推進していきます。	市民安全課 障害者支援課

事業名	事業内容	所管
避難行動要支援者名簿の管理	災害発生時に、自ら必要な情報を把握することや、安全な場所に避難する等、一連の行動をとることが難しく、支援を必要とする方の名簿を作成し、その名簿を平常時から町内自治会や自主防災組織、警察等と共有することで、これらの方を災害から守るための体制の構築を進めます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
福祉避難所の指定	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等一般の避難所では生活に支障を来たす方への配慮がなされた福祉避難所の新たな指定に向け関係機関との調整を図ります。	市民安全課

事業名	事業内容	所管
福祉避難所の開設・運営	「我孫子市福祉避難所設置基準及び開設・運営マニュアル」および「福祉避難所マニュアル」に基づき、平時から災害対応物品の備蓄、開設・運営訓練を実施し、災害時には避難所の迅速な開設や障害特性・ニーズに対応した運営を実施します。	障害者支援課 あらき園 障害者福祉センター

事業名	事業内容	所管
災害避難所要支援者用バスの活用	災害時に「支援が必要」であることを、バスの活用し、周囲の人にわかりやすく表示する等、避難支援対策を強化していきます。	市民安全課 障害者支援課

事業名	事業内容	所管
福祉施設での災害への備え	火災、地震等の災害時や不審者侵入等の避難を要する事態の予防に取り組むと共に、人命の安全確保、被害の軽減を図ることを目的とし、防災設備・防災用品の確保と、三施設合同訓練や施設ごとの訓練を実施します。	あらき園 障害者福祉センター こども発達センター

### コラム⑦ 興味があれば、参加してみませんか？

#### ○「心の健康クラブ」（参加費無料）

家族の話はなかなか話しにくいもの。でも、こころの病気を抱えた方を支えている家族が、本当は一番支えを必要としているのでは？他の人はどうしているんだろう、こんなとき誰に相談できるんだろう。同じような悩みを抱えた方と一緒に話してみませんか？他の人に言えない悩みを語り合い、励まし合い、支え合いましょう。お気軽にご参加ください。

問い合わせ 障害者支援課 相談係 04-7185-1111

## 施策2 緊急時に備えるための対策

事業名	事業内容	所管
ヘルプマークの周知および活用	障害のある方等が普段から身に着けておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするため、ヘルプマークについて広く周知し、配布していきます。	障害者支援課

事業名	事業内容	所管
NET119の周知および活用	聴覚や発話に障害のある方が、携帯電話やスマートフォンを使って、素早く119番に通報することができるNET119について、広く周知し、活用していきます。	警防課 障害者支援課

事業名	事業内容	所管
緊急通報システム装置の貸与	脳血管疾患や心疾患等による発作、急変等により、緊急搬送のおそれのあるひとり暮らし等の障害のある方に、体調不良時に救助活動が行われるよう、居宅に緊急電話機を設置します。	障害者支援課 高齢者支援課

事業名	事業内容	所管
協定締結企業等による見守りサービスの周知および活用	我孫子市生活困窮者孤立死防止対策事業の一環として協定を締結した企業による独自の見守りサービスについて、市民に対し積極的に周知します。	障害者支援課

## 施策3 感染症への対策

事業名	事業内容	所管
市内施設への情報提供・啓発	必要な情報を共有し、連携をとることで、障害福祉施設における感染症対策の実施および業務を継続できる体制を支援していきます。	障害者支援課

## 第5章 第7期障害福祉計画

### 国の基本指針の概要

障害者総合支援法に基づく本計画（第7期障害福祉計画）は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の「基本理念」や「基本的考え方」等に基づき、令和6年度から令和8年度までの3か年を期間とする、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業に関する目標値や見込量を定め、サービスの提供体制を確保していくために策定するものです。

「我孫子市子ども発達支援計画」では、国の「第3期障害児福祉計画」の指針に基づき、「第3期我孫子市子ども発達支援計画」として策定しています。ライフステージに沿って、子ども担当部署と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の充実を図ります。

#### 【基本理念】

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

#### 【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

- (1) 訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

#### 【相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障害者等に対する支援
- (4) 協議会の設置等

## 成果目標の設定について

障害のある方の地域生活を支援するため、令和8年度を目標年度とする必要なサービス等の基盤整備および提供体制の確保にかかる目標を設定します。

## 活動指標および障害福祉サービス等の見込量について

成果目標を達成するための活動指標として、障害福祉サービス等の必要な見込量を定めています。

なお、国の基本的な指針に基づき、障害福祉サービスの見込量については各年度の3月を基準とする「1か月間」とし、地域生活支援事業については「1年間」の必要となるサービス提供量を見込んだ数値としています。ただし、相談支援のサービス見込量については、各月の利用者数の平均としています。

## 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

<b>1 障害福祉サービス</b>	
(1) 訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）○就労選択支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型・医療型）
(3) 居住系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助 ○施設入所支援
<b>2 相談支援</b>	
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
<b>3 地域生活支援事業</b>	
<b>【必須事業】</b>	
(1) 理解促進研修・啓発事業	
(2) 自発的活動支援事業	
(3) 相談支援事業	
(4) 成年後見制度利用支援事業	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	
(6) 意思疎通支援事業	
○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業	
○失語のある人向け意思疎通支援者の派遣事業 ○手話通訳者設置事業	
(7) 日常生活用具給付等事業	
○介護訓練支援用具 ○自立生活支援用具 ○在宅療養等支援用具	
○情報・意思疎通支援用具 ○排せつ管理支援用具 ○住宅改修費	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	
(9) 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）	
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	
<b>【任意事業】</b>	
(11) その他の地域生活支援事業	
○日中一時支援事業 ○訪問入浴サービス事業	



## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 【成果目標の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込みます。その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

### 【目標値】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数	49人	令和4年度末時点の福祉施設入所者数
令和8年度末施設入所者数	46人	令和8年度末時点の福祉施設入所者数
【令和8年度目標値】 減少見込者数	3人	令和8年度末時点における施設入所者数が令和4年度末時点から5%減少
【令和8年度目標値】 地域移行見込者数	6人	令和8年度末時点における施設入所者が令和4年度末時点から6%以上地域移行する ※第3期我孫子市障害者プランにおける未達成割合6%を加える（令和4年度末時点）

※成果目標について、第3期我孫子市障害者プランにおける数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値としています。

### 【目標値の現状】

本計画において、国の指針によると本市では6人の方の地域移行を目指すこととなりますが、現在入所を継続している方については、高齢化や障害の重度化により医療的ケアや高度な支援が必要となってくることから、地域における高度な支援体制を整備する中で、生活や日中活動の場を確保していくことが必要であると考えます。

### 【目標達成のための取り組みの方向性】

重度の障害のある方でも、住み慣れた地域で暮らし、充実した生活を送るためには、生活や日中活動の場の確保が不可欠となることから、引き続きあらかぎ園等の公

施設による民間事業所への技術的な支援を継続して実施しながら、医療との連携を強化し、高度な支援が必要な方でも地域で生活できるよう支援していきます。

また、日中サービス支援型共同生活援助を充実させることにより、地域における常時の支援体制の確保を推進していきます。

【活動指標】

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障害のある方の居宅を訪問し、介護や家事等の必要な援助をするもので、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、外出する際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害または精神障害のある方が外出する際、本人に同行して、行動する際の危険回避に必要な援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する常時介護を必要とする障害により、行動上著しい困難を有する方に対し、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

◆訪問系サービスの見込量算定の考え方

訪問系サービスについては、障害のある方の地域で自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、また、グループホームや施設入所等から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増えていくと考えられます。障害のある方が地域で安心して暮らしていくために、障害種別にかかわらずサービスが提供できるようサービス提供体制の整備を進めます。



実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	実人/月	143	145	150	153	156
	時間/月	1,820	1,828	1,890	1,928	1,966
重度訪問介護	実人/月	1	1	2	2	3
	時間/月	69	72	100	100	150
同行援護	実人/月	25	28	30	31	32
	時間/月	363	476	390	403	416
行動援護	実人/月	6	6	7	7	7
	時間/月	120	140	154	154	154
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0
	単位数/月	0	0	0	0	0

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある方が、地域で安定した生活を送るために、障害者支援施設等で、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るための支援が必要な身体障害のある方や難病等対象者の方に対し、理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援を通所や訪問による訓練と組み合わせ提供するサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るための支援が必要な知的障害のある方や精神障害のある方に対し、食事や家事等の日常生活能力が向上するための支援や日常生活上の相談支援を、通所や訪問による訓練と組み合わせ提供するサービスです。
就労選択支援 【新規】	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人と共同で、就労能力や適性を客観的に評価すると共に、本人の強みや課題を明らかにし、就労にあたって必要な支援や配慮を整理する「就労アセスメント」の手法を活用して、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行うものとの連絡調整等を実施するサービスです。

就労移行支援	就労を希望する65歳未満の人を対象に、知識・能力の向上、実習、求職に関する支援等を通じ、適性に合った就労等への移行に向けて訓練を実施するサービスです。適性に合った職場への就労・定着を目指し、期間を限定して提供するサービスで、標準的な利用期間は24か月です。
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の障害のある方へ就労の機会を提供するサービスです。就労に必要な知識、能力が高まった方については、就労の移行へ向けての支援も行います。ただし、雇用契約に基づくサービス利用となり、サービス提供事業所の確保が困難と考えられることから、一部雇用契約によらない利用者とは混合したサービス提供も可能とされています。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援や就労継続支援(A型)等を利用したが就労に結びつかなかった障害のある方や、50歳以上に達している障害のある方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が見込まれる方へ雇用契約を結ばない就労や生産活動の機会を提供するサービスです。
就労定着支援	就労した障害のある方に対し、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業、自宅等への訪問や障害のある方の来所により必要な連絡調整や指導・助言を一定期間行うサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を要する障害のある方に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を提供するサービスです。
短期入所 (福祉型)	障害支援区分1以上の人で、居宅で介護を行っている方が病気等で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。
短期入所 (医療型)	重症心身障害児(者)等、障害支援区分5以上等の要件を満たし、居宅で介護を行っている方が病気等で介護できないときに、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援(医学的管理を含む)を提供するサービスです。

◆日中活動系サービスの見込量算定の考え方

障害のある方の身辺自立や就労等を目指した訓練や社会参加を提供する場として必要不可欠なサービスで、今後も全体的に増加すると見込みます。

また、短期入所事業においては、将来的な自立に向けての利用や家族状況による緊急時の利用等を鑑み、必要なサービス量を見込みます。

実績または見込み 年度 サービス・単位		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護 (うち重度障害者)【新規】	実人/月	273 -	297 -	309 (43)	315 (47)	321 (51)
	日数/月	5,290	5,640	5,871	5,985	6,099
自立訓練(機能訓練)	実人/月	0	3	3	3	4
	日数/月	0	52	45	45	60
自立訓練(生活訓練)	実人/月	8	8	9	9	9
	日数/月	127	115	126	126	126
就労選択支援	実人/月	-	-	-	2	3
就労移行支援	実人/月	62	50	52	53	54
	日数/月	1,093	980	884	901	918
就労継続支援(A型)	実人/月	106	118	137	147	158
	日数/月	2,079	2,159	2,466	2,646	2,844
就労継続支援(B型)	実人/月	198	210	229	240	252
	日数/月	3,242	3,495	3,664	3,840	4,032
就労定着支援	実人/月	22	32	42	47	53
療養介護	実人/月	11	8	8	8	8
短期入所(福祉型) (うち重度障害者)【新規】	実人/月	17 -	41 -	50 (13)	55 (14)	60 (17)
	日数/月	160	259	350	385	420
短期入所(医療型)	実人/月	0	0	1	2	3
	日数/月	0	0	7	14	21

### (3) 居住支援・施設系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障害のある方が安心して地域で生活することができるよう、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしへの移行による地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し必要な助言・医療機関等との連絡調整や利用者からの相談・要請があった場合の訪問・電話・メール等による随時対応等の支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	夜間において介護が必要な重度の障害のある方や、通所が困難である自立訓練、就労移行支援の利用者へ、夜間における入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。

#### ◆居住系サービスの見込量算定の考え方

居住系のサービスについては、特に長期的に施設入所をしている方の地域への移行を進めていくことや、重度の障害のある方に対応した日中サービス支援型共同生活援助の整備が求められています。

本計画においては、施設入所支援において国の方針に基づき令和4年度末の実績49人に対して、令和8年度末には5%削減することから、46人の計画値とします。共同生活援助(グループホーム)や自立生活援助については、施設や入院から地域へ移行する人数を考慮し、必要なサービス量を見込みます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	実人/月	5	4	6	7	8
共同生活援助 (うち重度障害者) 【新規】	実人/月	218 -	254 -	306 (29)	336 (33)	369 (37)
施設入所支援	実人/月	50	49	48	47	46

## 2 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある方が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況や意向等を勘案しサービスの種類、内容等について計画を作成するサービスです。
地域移行支援	症状が安定しており受入条件が整えば退所、退院が可能な障害者支援施設に入所している者、精神科病院に1年以上入院している者、または1年未満の入院者で特に支援が必要な者等を対象とし、6か月以内を原則として、社会復帰を目指すために住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援等を実施するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者や、家族と同居していても家庭の状況により家族の支援を受けられない障害のある方を対象とし、一定期間内で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援等を実施するサービスです。

### ◆相談支援の見込量算定の考え方

障害のある方やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整、適切な障害福祉サービスを組み合わせるサービス等利用計画を作成する相談支援の需要は高く、今後も利用者の増加が見込まれます。

地域移行支援および地域定着支援については、長期の施設入所や入院から地域移行を進めることを鑑み、利用者の増加を見込みます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	実人/月	128	151	170	180	190
地域移行支援	実人/月	0	1	1	1	1
地域定着支援	実人/月	0	1	1	1	1

令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（利用者数）	23人
--	-----

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【成果目標】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地域の精神医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害のある方の地域移行や定着を図るため、各活動指標を設定します。

### 【活動指標】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込み	年6回		
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加人数の見込み	保健1名 医療（精神科）2名 医療（精神科以外）1名 福祉15名 介護1名 当事者及び家族等3名		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数 の見込み	2	2	2
精神障害者の地域移行支援利用者数の見込み	1	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数の見込み	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数の見込み	117	140	168
精神障害者の自立生活援助利用者数の見込み	4	5	6
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数の見込み【新規】	7	7	7

### 【目標値の現状】

入院中の精神障害者が退院に向けて準備をする際は、医療や福祉等の関係機関が連携・調整しながら進めています。しかし、現在、地域移行支援や地域定着支援の利用者は少ない状況です。また、長期入院している精神障害者の地域生活を支える社会資源の充実も求められています。

### 【目標達成のための取り組みの方向性】

松戸圏域における地域包括ケアシステムの協議の場を設定し、入院中の精神障害者の地域生活にかかる事業について重点的に取り組んでいくと共に、地域の実情に応じた体制の整備を進めるため、自立支援協議会相談支援部会と連携し取り組んでいきます。

### 3 地域生活支援の充実

#### 【成果目標】

地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。

また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

#### 【活動指標】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	5	5	5
コーディネーターの配置人数	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び実施回数	1	1	1
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握【新規】	有	有	有
強度行動障害を有する者に係る支援体制の整備【新規】	有	有	有

#### 【目標値の現状】

市域全体を一つの面としてとらえ、既存の社会資源を有効活用する面的整備型で整備を行っています。地域生活支援拠点等として、グループホーム・短期入所・相談支援の機能を有する事業所が市内に2か所設置されているほか、市内5地区にそれぞれの地域の相談窓口として設置している「障害者まちかど相談室」が相談機能としての地域生活支援拠点等を担っています。また、専門的人材の確保・養成のため、あらかき園や障害者福祉センターにて専門職員派遣事業を行っています。障害福祉サービス事業者等の指定に関する県からの権限移譲を強みとし、障害者支援課内に設置している基幹相談支援センターを中心に、市内のすべての関係機関で連携した地域の体制づくりに努めています。

#### 【目標達成のための取り組みの方向性】

これまで培ってきた相談機能の連携を主軸に、市内の関係機関に地域生活支援拠点等を周知し、連携体制をより強化していきます。その中で、強度行動障害のある方の支援ニーズを把握し、そのニーズに対する支援体制を整備していきます。また、コーディネーターのもと、市内施設の空室状況や、有事に支援を必要とする方の把握・整理を行うための仕組みをつくり、緊急時に円滑に対応できる体制を整備していきます。そうした体制の検証を、自立支援協議会にて継続的に行っていきます。

## 4 福祉施設等から一般就労への移行等

### 【目標数値の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定します。

### 【目標値】

	項目		数 値	考 え 方
一般就労移行者数	福祉施設から一般就労移行者数	令和3年度末時点	37人	福祉施設の利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数が、令和3年度に一般就労へ移行した者の1.28倍を目指す
		【目標値】令和8年度末時点	48人	
	就労移行支援事業から一般就労への移行者数	令和3年度末時点	33人	就労移行支援事業の利用者から一般就労へ移行する者の人数が、令和3年度の一般就労へ移行した者の1.31倍を目指す
		【目標値】令和8年度末時点	44人	
	就労継続支援事業から一般就労への移行者数	令和3年度末時点	A型2人 B型3人	就労継続支援 A型及び就労継続支援 B型事業の利用者から一般就労へ移行する者の人数が、令和3年度の一般就労へ移行した者のそれぞれ概ね 1.29倍、1.28倍を目指す
		【目標値】令和8年度末時点	A型3人 B型4人	
一般就労への移行実績のある事業所の割合【新規】			5割以上	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
就労定着支援事業	就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末時点	22人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上を目指す
		【目標値】令和8年度末時点	53人	
	令和8年度末における就労定着率※		2割5分以上	市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所

※就労定着率とは、過去6年間において、就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合のことです。



### 【目標値の現状】

一般就労移行者数については、本市で設置している障害者就労支援センターにおける個別支援や、就労移行支援事業所等の利用により、増加傾向にあります。

また、市内の就労移行支援事業所は3か所あり、令和4年度末において、就労移行支援事業の利用者の6割は市内の事業所を利用している状況です。

### 【目標達成のための取り組みの方向性】

障害者就労支援センターでは引き続き、一般就労を希望する障害のある方に対して関係機関と連携のもと、就労アセスメントを実施すると共に、新たな「就労選択支援」を利用した適切なジョブマッチングを図り、安定して長期に就労ができるようフォローアップを進めていきます。

また、近隣で障害のある方を採用する企業の情報や特例子会社の情報提供を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進を図るとともに、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みを推進します。



### コラム⑧ 障害者まちかど相談室とは？

市では委託事業として、障害のある方やそのご家族等が、身近な地域で気軽に相談出来るよう、「我孫子地区」「天王台地区」「湖北地区」「新木地区」「布佐地区」の5か所に「障害者まちかど相談室」を開設しています。市役所が遠かった地域の方にも気軽に相談して頂けるよう、地区ごとの配置となっています。また、ご自宅にお伺いしての相談にも応じています。秘密厳守で相談無料です。一人で悩まずに、まずは、お気軽にご相談ください。

No.	名 称	所 在（電話）
1	我孫子地区障害者まちかど相談室 （あびこ相談支援センター）	寿2-27-41 TEL 7196-6131
2	天王台地区障害者まちかど相談室 （相談支援事業所むつぼし）	柴崎861-1 TEL 7183-1511
3	湖北地区障害者まちかど相談室 （サポートセンターけやき）	中里337 TEL 7192-8750
4	新木地区障害者まちかど相談室 （相談支援事業所れがあと）	南新木2-3-1 TEL 7115-9677
5	布佐地区障害者まちかど相談室 （アコモード相談支援事業所）	布佐平和台4-1-1 TEL 7189-0880



## 5 相談支援体制の充実・強化等

### 【成果目標】

基幹相談支援センターの設置および協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行います。また、実現に向けて各活動指標を設定します。

### 【活動指標】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置【新規】	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	13	13	13
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4	5	5
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	14	15	16
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	18	19	20
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1
協議会における事例検討実施回数（頻度）	1	2	2
事例検討における参加事業者・機関数	9	10	10
協議会の専門部会の設置数	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	6	6	6

### 【目標値の現状】

障害者支援課内に基幹相談支援センターを、また市内5地区にそれぞれ地域の相談窓口として「障害者まちかど相談室」を設置し、他の相談支援事業所とも連携した相談支援体制を築いています。連携強化の取り組みとして、定期的な報告会、連絡会の開催や、人材育成の支援として、事例検討会を含む各種研修を実施しています。また、訪問等による専門的な指導・助言として、基幹相談支援センターの職員が各相談支援事業所を定期的に訪問し、各事業所における課題等について協議しています。

### 【目標達成のための取り組みの方向性】

相談機関においては、年々、相談件数の増加およびニーズの多様化が見られるため、今後はより一層、相談支援体制の強化と質の向上が求められます。そのためにも、まずは基幹相談支援センターとしての役割を明確化し、報告会、連絡会、各種研修、巡回訪問といった既存の取り組みはもちろん、さらにその頻度や内容の充実を目指します。地域の主任相談支援専門員を中心に、個別事例の検証機会を増やし、相談支援事業所が参画する協議会においても事例検討を実施していきます。

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【成果目標の考え方】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みにかかる体制を構築し、また実現に向けて各活動指標を設定します。

### 【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数の見込み	4人	4人	4人
自立支援審査支払システム等により、事業所と審査結果を共有する回数の見込み	1回/年	1回/年	1回/年

### 【目標値の現状】

県からの権限移譲を受け、指定障害福祉サービス事業者への実地指導を行っています。サービスの評価、支援の助言等、適正化を図っています。

また、審査支払システムの導入により事業所の請求内容について適正化を図っています。

### 【目標達成のための取組みの方向性】

利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供が、適切に行われていることを実地指導等で確認・助言をしていきます。

### コラム⑨ バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」

すべての人が安心して外出を楽しめ、行動範囲を拡大できるよう、バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」を市のホームページで公開しています。市内の各種施設のバリアフリーに関する情報を紹介しています。みなさまの外出にぜひご活用ください。

〇トップページ>健康・福祉>障害者福祉>障害者施設>障害者福祉センター>我孫子市バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」(外部サイト)



## 7 地域生活支援事業等の見込み量

地域生活支援事業は、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業で、障害のある方への理解を深めるための啓発、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援等日常に欠かせないサービスを実施するものです。地域の実情や利用者のニーズに対応したサービス量を見込みます。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することを目的とし、障害特性に関する教室の開催や各種イベントの開催、広報活動を実施する事業です。

#### ◆理解促進研修・啓発事業における見込量算定の考え方

本計画において、市民のニーズに応じて事業内容を見直しながら継続して実施します。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
サービス・単位						
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障害のある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することを目的とし、ピアサポートや災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を実施する事業です。

#### ◆自発的活動支援事業の見込量算定の考え方

当事者団体や家族会の障害者関係団体が、福祉まつりへの参加や、勉強会の実施等を通じて、意識啓発活動、災害・防災対策等の活動を行っていますが、さらに各施設や関係機関等との連携を図り、これらの自発的な事業を支援していきます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
サービス・単位	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有	有

### (3) 相談支援事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	障害のある方やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある方等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする事業です。また、基幹相談支援センターは、総合的な相談に対応するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援機能の強化を図ります。
相談支援機能強化事業	市における相談支援事業を適正かつ円滑に実施するために、一般的な相談支援事業に加え、専門的な職員を配置することで相談支援事業の強化を図る事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等にかかる支援をすると共に、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援する事業です。

#### ◆相談支援事業の見込量算定の考え方

本計画については、障害のある方の増加やニーズの多様化、相談件数の増加に伴い、委託相談支援事業所である「障害者まちかど相談室」を継続して設置すると共に、引き続き基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	実施箇所数	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	知的障害および精神障害のある方が、判断能力が不十分な状態で、家族や親族等による法的後見の開始の審判が期待できず、費用負担もできない方について、市長が法定後見制度の申立て等を行い、後見人等の報酬を負担する事業です。

#### ◆成年後見制度利用支援事業の見込量算定の考え方

知的障害および精神障害のある方の増加に伴い、成年後見制度対象者も年々増えています。制度の周知や成年後見人等と連携の強化を図っていくため、増加を見込みます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立 実人/年	5	2	4	4	4
	報酬負担数 件/年	9	11	20	23	26

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備すると共に、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、法人後見を安定して継続的に実施できるよう支援する事業です。

#### ◆成年後見制度法人後見支援事業における見込量算定の考え方

本計画では、市民後見人養成講座を実施することで、法人後見の支援をしていきます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	日常会話において手話を通常言語とする聴覚障害のある方が、健聴者との円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を派遣する事業です。
要約筆記者派遣事業	要約筆記を希望する聴覚障害のある方が、健聴者との円滑な意思疎通が図れるよう要約筆記者を派遣する事業です。
失語のある人向け意思疎通支援者の派遣事業	失語のある人のコミュニケーションを支援するため、失語に関する知識と会話技術を持った意思疎通支援者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者を設置する事業です。

◆意思疎通支援事業の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。また、引き続き、障害者支援課内に手話通訳者を設置し、窓口での手話通訳や手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する受付等も行っています。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
サービス・単位						
手話通訳者派遣事業	実件/年	134	159	160	160	160
要約筆記者派遣事業	実件/年	2	14	10	10	10
失語のある人向け意思疎通支援事業	延人/年	240	161	72	72	72
手話通訳者設置事業	設置の有無	有	有	有	有	有

(7) 日常生活用具給付等事業

項目	項目の内容
介護訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等の自立生活を支援する用具です。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療養等を支援する用具です。

情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品です。
住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等の居宅生活活動を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

◆日常生活用具の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。

実績または見込み 年度 サービス・単位		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件数/年	6	5	8	8	8
自立生活支援用具	件数/年	13	8	13	13	13
在宅療養等支援用具	件数/年	19	7	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	件数/年	39	30	39	39	39
排せつ管理支援用具	件数/年	3,076	3,028	3,080	3,100	3,130
住宅改修費	件数/年	0	2	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

◆手話奉仕員養成研修事業の見込量算定の考え方

手話奉仕員養成講座については、前期と後期の2年の講座で手話奉仕員を養成します。

実績または見込み 年度 サービス・単位		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講座実施の有無	有	有	有	有	有
	実養成研修修了見込み者数	10 (後期)	10 (前期)	20 (前期)	15 (後期)	20 (前期)



(9) 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

事業名	事業の内容
移動支援事業 （ガイドヘルパー派遣事業）	屋外での移動が困難な身体障害、知的障害、精神障害のある方に、ガイドヘルパーを派遣し外出の付き添いや介助をすることで、社会参加や余暇活動を促進する事業です。

◆移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）の見込量算定の考え方

障害のある方の社会参加を促進するため、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も過去の実績から1人あたり年90時間として、利用者の増加に伴い増加を見込んでいます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業 （ガイドヘルパー 派遣事業）	実人/年	213	221	228	231	234
	時間/年	14,765	16,512	20,520	20,790	21,060

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	事業の内容
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方へ創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する事業です。

◆地域活動支援センター事業の見込量算定の考え方

市内の地域活動支援センターは、障害者福祉センターを含む3か所あります。市の社会資源の一つとして、事業運営を支援していきます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター（市内）	実人/年	79	46	60	60	60
	箇所数	4	3	3	3	3
地域活動支援センター（市外）	実人/年	2	1	1	1	1
	箇所数	2	1	1	1	1

(11) その他の地域生活支援事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等において、一時的に日中活動の場や見守り等の支援を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る事業です。
訪問入浴サービス事業	重度の障害のある方で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な方に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。

◆その他の地域生活支援事業の見込量算定の考え方

本計画は、前計画の利用実績の伸び率を勘案した量を見込みます。

実績または見込み 年度		第3期実績		第4期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	実人/年	143	167	180	185	190
	時間/年	24,615	26,733	32,400	33,300	34,200
訪問入浴サービス事業	実人/年	9	11	11	11	12

コラム⑩ LINEで見守りサービス（無料）

LINEを使った市民向け見守りサービスです。

- ① 見守りたい家族（ご友人等でも可）とご本人のペアでご登録。
- ② 設定した頻度でご本人に安否確認LINEが届きます。
- ③ ご本人が一定期間「OK」をタップできなかった場合、ご家族（ご友人等）に通知が届きます。

対象者：我孫子市民限定（ご本人が我孫子市民であれば利用可能）

※見守りたい人・ご本人とも、複数名での登録可

登録は、右のQRコードからお願いします。

ご登録いただいた方は、別途「使用申出書」の提出にご協力をお願いします。

問い合わせ 我孫子市生活困窮者孤立死防止対策事業事務局  
 社会福祉課（内線642）、高齢者支援課（内線413）  
 障害者支援課（内線350）



## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 1 推進体制

本計画は福祉・医療・保健・教育・雇用等の幅広い分野を対象とし、計画推進にあたっては地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するために、各分野との連携が重要であることから、障害福祉サービス等事業所、障害者団体、医療機関、NPO、民生委員、ボランティア、関係機関、庁内関係部署等と連携しながら取り組むことが必要です。

また、障害のある方の視点に立った施策の展開には、当事者が各障害者施策へ参加・参画することが重要であり、あらゆる機会をとらえて、障害のある方や家族等のニーズや意見を把握することが必要です。

本計画の取り組み等の検証と評価をすることが必要であるため自立支援協議会を核として、障害福祉サービス等事業者、関係機関、関係団体、関連部門との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、計画の推進に努めます。

### 2 達成状況の点検および評価

#### (1) 事業の進行管理

「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の手順を実施することが業務の質を高めていくために重要となります。

障害者総合支援法においては、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとされています。

本計画に定めるサービス見込量の進行管理、点検は自立支援協議会において少なくとも年1回その実績を把握し、検証と評価を行い、必要があると認めるときには計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

#### (2) アンケートの実施

サービスを利用する障害のある方や事業所等の現状や意向の把握をするために、3年ごとに障害者プランアンケートを実施します。

## 資料

### 1 計画策定の経過

年 月 日	実施内容
令和5年6月2日	第1回我孫子市自立支援協議会本部会 ○第4期我孫子市障害者プラン策定のためのアンケート調査について意見聴取
令和5年6月22日～7月7日	市民・事業所・団体向けアンケート及びヒアリング調査の実施
令和5年7月31日	第2回我孫子市自立支援協議会本部会 ○第3期我孫子市障害者プラン検証報告書（案）について意見聴取 ○障害者プランアンケート集計結果（案）について意見聴取 ○第4期我孫子市障害者プラン骨子（案）について意見聴取
令和5年10月30日	第3回我孫子市自立支援協議会本部会 ○障害者プランアンケート集計結果（案）について意見聴取 ○第4期我孫子市障害者プラン（案）について意見聴取
令和5年12月25日	第4回我孫子市自立支援協議会本部会 ○第4期我孫子市障害者プラン（案）について意見聴取
令和5年12月26日～ 令和6年1月25日	パブリックコメント

### 2 自立支援協議会委員名簿

自立支援協議会本部会

50音順

構成区分	所属	氏名
当事者・障害者団体部門	我孫子市手をつなぐ育成会	石川 和行
福祉施設部門	我孫子市あらき園	今田 千鶴子
療育・教育部門	我孫子市教育相談センター	遠藤 美香
相談支援部門	我孫子地区障害者まちかど相談室	大内 隆太
福祉施設部門	社会福祉法人つくばね会	志賀 幸夫
就労支援部門	就労移行支援事業所エール我孫子	関口 隆彦
相談支援部門	布佐地区障害者まちかど相談室	武田 弘恵
就労支援部門	特定非営利活動法人ハートネットあびこ	柳瀬 玲子
権利擁護部門	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	横田 光夫

権利擁護部会

50音順

構成区分	所属	氏名
福祉専門職部門	特定非営利活動法人自立支援ネット我孫子	影山 真理子
司法部門	鈴木よしなり司法書士事務所	鈴木 喜也
差別相談部門	千葉県広域専門指導員	廣藤 学
医療部門	医療法人社団健仁会手賀沼病院	正木 美帆
行政相談部門	我孫子市役所人事課	山崎 美弥子
社会福祉部門	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	横田 光夫
養護者部門	我孫子市自閉症協会	吉武 明子
施設従事者部門	社会福祉法人大久保学園みどり園	吉野 員史

相談支援部会

構成区分	所属	氏名
相談支援部門	中核地域生活支援センターほっとねっと	今成 貴聖
福祉施設部門	特定非営利活動法人自立支援ネット我孫子	江口 勇
相談支援部門	我孫子地区障害者まちかど相談室	大内 隆太
高齢者部門	天王台地区高齢者なんでも相談室	大野 令子
児童部門	我孫子市こども発達センター	櫻井 朋子
医療部門	医療法人社団柏水会初石病院	塩原 泰輔
相談支援部門	布佐地区障害者まちかど相談室	武田 弘恵
相談支援部門	新木地区障害者まちかど相談室	竹村 雪江
当事者・障害者団体部門	日本心臓ペースメーカー友の会	長澤 光恭
相談支援部門	天王台地区障害者まちかど相談室	松尾 あかね
相談支援部門	湖北地区障害者まちかど相談室	山崎 文子

就労支援部会

構成区分	所属	氏名
教育部門	湖北特別支援学校	内田 博之
福祉施設部門	特定非営利活動法人自立支援ネット我孫子	影山 真理子
福祉施設部門	就労移行支援事業所テイクハート我孫子	鈴木 芙美
福祉施設部門	就労移行支援事業所エール我孫子	関口 隆彦
福祉施設部門	社会福祉法人つくばね会多機能事業所はるか	三代 晃子
相談支援部門	ピック・ハート柏	八木原 直彦

### 3 市内施設一覧（令和6年1月1日現在）

#### 訪問系サービス

No.	事業所名称	種類	住所	電話番号
1	アコモードヘルプステーション	居・重 同	布佐 1559-2	7189-5201
2	サンライズ指定障害福祉サービス 事業所	居	下ケ戸 1820-3	7179-5182
3	セントケア我孫子	居・重 同	天王台 4-5-1 シャトー天王台 1F	7183-1116
4	ニチイケアセンター我孫子本町	居・重	本町 2-6-1 町田ビル 3F	7165-9191
5	ニチイケアセンター湖北台	居・重 同	湖北台 3-3-1 第三海老角ビル 202 号室	7181-5280
6	ヘルプステーションケアブライ ド	居・重 同	湖北台 8-13-2	7199-9482
7	ママメイト本社	居・重	柴崎台 2-9-4	7139-0950
8	めいと我孫子訪問介護事業所	居・重	柴崎台 4-4-12	7138-6317
9	わごころケアセンター	居・重 同・行	柴崎台 2-7-30 コーポ栄 2 階 203 号室 205 号室	7181-0552
10	安心ほっとらいんホームヘルプサ ービス	居・重	青山 875	7185-9999
11	在宅福祉サービスまどか	居・重	天王台 2-3-1	7181-2567
12	障害者訪問介護サービス ていも しー	居・重 同・行	南新木 2-12-31	7113-1325
13	楓	居・同	中里 337	7192-8750
14	福祉サービスちひろ	居・行	柴崎 825-3	7185-0209
15	福祉ステーション『ドーム』	居・重 同	布佐 3060 蘇理ビル A	7181-6790

居…居宅介護 重…重度訪問介護 同…同行援護 行…行動援護

#### 日中活動系サービス

No.	事業所名称	種類	住所	電話番号
1	多機能型事業所 エール我孫子	移・B	天王台 3-22-10 天王台岩佐ビル 2 階	7190-5731
2	テイクハート我孫子	移・定	本町 2-2-10 三共関東ビル 3 階	7196-7035
3	はるか	移・定 B	南新木 3-2-4	7137-7793
4	ハッピーアベニュー	A	柴崎台 4-7-14	7157-3412
5	ハッピーストリート	A	我孫子 4-16-23	7189-7496

6	ライフ	A	湖北台 1-13-8	7196-7782
7	リラief	A	白山 1-1-5 佐藤ビル	7192-8418
8	就労継続支援 A 型ハタラク	A	本町 2-6-3 アキモトビル 601	7179-0102
9	ANELA 我孫子	B	白山 1-1-26 レイクビュー-ヒルズ 201	7139-1319
10	i 工房 c・s・d	B	南新木 1-19-7	7139-1153
11	ウイング	B	中峠 1270-1	7187-4505
12	おおばん	B	新々田 30-4	7189-5794
13	オリーブ and	B	湖北台 1-1-13	7189-8271
14	こみちの杜	B	本町 2-3-21-4F	7170-4488
15	みんなの広場「風」	B	久寺家 2-12-12	7186-0728
16	就労継続支援 B 型 すまいる	B	下ケ戸 1826-1	7182-9922
17	就労継続支援 B 型事業所 アビシェ b	B	久寺家 2-1-20 フェニックス 203 号室	090-8303- 7570
18	希望の橋	B・生	都 12-5 渡辺マンション 1 階	7186-7612
19	けやき社会センター	生	都部新田 37-2	7187-1944
20	むつぼし	生	柴崎 845-1	7184-6258
21	我孫子市あらき園	生	新木 1637	7185-2459
22	我孫子障害福祉サービス事業所 ひの木	生	湖北台 3-4-7	7189-1168
23	障害福祉サービス事業所みずき	生	古戸 804	7187-5171
24	生活介護事業所 ぶらむつりー	生	柴崎台 3-2-26	7197-5507
25	多機能型事業所 i 工房	生	南新木 1-19-7	7139-1153
26	東葛中部地区総合開発地区事務 組合みどり園	生・短	中峠 2310	7187-0511
27	あおぞら	自(生)	新木 1637	7185-1124
28	ステップ	地	高野山 464-18 スペース&キャピタル我孫子ビル 2 階	7183-8877
29	にじ	地	中峠台 26-3	7181-5771
30	はるかぜ	地	新木 1637	7185-1124
31	グループホームふわふわ我孫子	短	高野山 304 番地 1	7197-1286
32	ケアホームアメリカ	短	布佐平和台 4 丁目 1-2	7181-6661
33	ベルスマイル	短	湖北台 3-15-1	7188-7460
34	介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター	短	中峠 2614	7181-5611
35	短期入所 とまり樹	短	柴崎 861-1	7184-7272
36	短期入所 我孫子南新木	短	南新木 2-20-8	7193-8956

37	東葛中部地区総合開発事務組合 立 みどりの家	短	中峠2291	7188-4655
38	特別養護老人ホームアコモード	短	布佐1559の2	7189-5201

移…就労移行支援 A…就労継続支援 A 型 B…就労継続支援 B 型 定…就労定着支援 生…生活介護  
自(生)…自立訓練(生活訓練) 地…地域活動支援センター 短…短期入所

## 居住系サービス

No.	事業所名称	種類	定員	住所	電話番号
1	Ohana	GH	7	東我孫子 2-8-20	7197-6321
2	エミーナ	GH	7	湖北台 3-3-1 クリスマスツリー湖北台 401・402	7105-4994
3	グループホーム わさんぼん	GH	7	緑 1-2-20 グリーンヒルズ我 孫子 202・402	7169-0001
4	グループホームふわふわ我孫子	GH	10	高野山 304-1	7197-1286
5	グループホームライムの木	GH	12	中峠 1778-6 サンウイング 103 号室	7103-6422
6	グループホームわがや	GH	5	泉 22-27	7182-9901
7	クレール	GH	6	南新木 1-29-27	7186-7210
8	ケアホームアヴァンセ	GH	20	布佐 1152-2、3	7181-6661
9	ケアホームアザレア	GH	20	布佐 1598-9	7181-6661
10	ケアホームアメリカ	GH	20	布佐平和台 4-1-2、3	7181-6661
11	ケアホームパレット	GH	4	南新木 1-12-1	7187-1865
12	ソーシャルインクルーホーム 我孫子南新木	GH	20	南新木 2-20-8	7193-8956
13	ファルベ	GH	6	南新木 1-29-28	7139-1153
14	バルウイング	GH	4	湖北台 3-15-1	7188-7460
15	むつぼし生活寮	GH	25	柴崎 825-3	7184-7272
16	わおんグループホーム ほっこりホーム	GH	8	寿 2-21-16	080-3317- 3778
17	空	GH	10	湖北台 5-8-8	7188-5321
18	障がい者支援ケアホーム 希望の大地天王台	GH	20	柴崎台 1-2-10	7199-9113
19	地球	GH	10	都部新田 13-1	7187-1944
20	東葛中部地区総合開発事務組合 立 みどりの家	GH	20	中峠2291	7187-0511
21	東葛中部地区総合開発地区事務 組合みどり園	入	80	中峠 2310	7187-0511
22	サポートセンターけやき	自	-	中里 337	7192-8750



23	相談支援事業所オリーブ and	自	-	湖北台 1-1-13	7189-8271
24	生活ホーム第二北斗	生ホ	4	布佐 2765-1-103・104	090-7015-5316
25	生活ホーム北斗	生ホ	4	布佐 2749-9	090-7015-5316

GH…共同生活援助 入…施設入所支援 自…自立生活援助 生ホ…生活ホーム

### 相談支援系サービス

No.	事業所名称	種類	住所	電話番号
1	我孫子市指定相談支援事業所	計	我孫子 1858	7185-1111
2	あびこ相談支援センター (我孫子地区障害者まちかど相談室)	計	寿 2-27-41	7187-0511
3	相談支援事業所むつぼし (天王台地区障害者まちかど相談室)	計 地移 地定	柴崎 861-1	7183-1511
4	地域相談支援事業所サポートセンター けやき (湖北地区障害者まちかど相談室)	計 地移 地定	中里 337	7192-8750
5	障がい者相談支援事業所れがあと (新木地区障害者まちかど相談室)	計	南新木 2-3-1	7115-9677
6	アコモード相談支援事業所 (布佐地区障害者まちかど相談室)	計 地移 地定	布佐平和台 4-1-1	7189-0880
7	ウイングネット	計	湖北台 1-11-18	7188-7460
8	サポートセンターめいとあびこ	計	天王台 2-10-4-202	7193-8625
9	わごころ総合相談支援センター	計 地移 地定	柴崎台 2-8-10 坂入ビル 2F	7181-0556
10	相談支援事業所オリーブ and	計 地移 地定	湖北台 1-1-13	7189-8271

計…計画相談支援 地移…地域移行支援 地定…地域定着支援

## 4 用語解説

### ア行

#### \*アウトリーチ事業\*

障害のあるひきこもり当事者やその家族からの要望を受け、専門的知見を持った支援相談員が訪問する事業。

#### \*新しい生活様式\*

新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した生活様式。厚生労働省は、手洗いや人との間隔を保つ「一人ひとりの基本的感染対策」、咳エチケットの徹底や換気等の「日常生活を営む上での基本的生活様式」、買い物や食事等の各場面での対策を行う「日常生活の各場面別の生活様式」、テレワークやオンライン会議、時差通勤等の「働き方の新しいスタイル」の4項目を実践例として挙げている。

#### \*意思決定\*

目標達成のために、複数の選択肢の中から最適なものを選ぶ行為。

#### \*意思疎通支援者\*

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方等とその他の者の意思疎通を支援する者。

#### \*一時保護事業\*

養護者による障害者虐待により、生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害のある方を一時的に保護する事業。

#### \*医療的ケア\*

医師による医療行為と区別するために、家族や看護師、また研修を受ける等一定の要件を満たす者が、人工呼吸器や胃ろう、たん吸引、経管栄養等の日常的に必要な医療的援助を行うこと。（例：気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃ろう・腸ろう・胃管からの経管栄養等）

#### \*SDGs（エス・ディー・ジーズ）\*

持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

### **\*応用行動分析学\***

行動の前後を分析することで行動の目的を明らかにし、前後の環境を操作して問題行動を解消に導く分析方法で、心理学の一種。

### **\*音声コード\***

印刷物に掲載された文字情報を、専用の読み取り機を用いることによって、音声で得ることができる約 2cm 四方のコード（例：SP コード uni-voice 等）。

## **力行**

### **\*喀痰吸引\***

吸引装置を使用して、口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の痰を吸引すること。

### **\*活動指標\***

成果目標を達成するために必要な量等。どのような活動を行うのか、どのようなサービスを提供するのか等、行政が行う活動量を表す指標。

### **\*基幹相談支援センター\***

障害のある方やそれに準ずる方を対象とする地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害等）、地域移行・地域定着の促進の取り組みおよび権利擁護・虐待防止等を総合的に実施する機関。

### **\*虐待防止センター\***

虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届出の受付窓口。虐待を受けた障害のある方の安全確認や、県や警察、医療機関等と連携しながら対応を協議したり、支援方法を検討する。

### **\*強度行動障害\***

人を傷つけたり物を壊したりするなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態のこと。

### **\*ケアマネジメント\***

障害のある方やその家族等の意向を踏まえ、各種サービス等のフォーマル・インフォーマルにかかわらず、地域で豊かに暮らすために必要な社会資源を的確に結びつけ調整を図り、地域における生活の支援を行うこと。

### **\*ケアマネジャー\***

要介護者や要支援者の相談を受け、介護サービスを適切に利用するためのケアプランの作成や、市町村、サービス事業所や施設、家族等との連絡調整を行う者。

### **\*言語聴覚士\***

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能または聴覚に障害のある方等についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行う者。

### **\*権利擁護\***

物事を主張したり行ったりする資格や能力（＝権利）を、危害を受けることから守ること（＝擁護）。障害のある方における権利擁護は、意思決定や財産管理の支援、また虐待や差別への対応等を行うことで、地域での生活を続けられるようサポートすること。

### **\*高次脳機能障害\***

病気や事故等のさまざまな原因で脳が部分的に損傷したために、思考、記憶、行為、言語、注意等の脳の機能の一部に障害が起きた状態。

### **\*合理的配慮\***

障害のある方に対して、日常生活や社会生活を送るうえで障壁（利用しにくい施設や設備、制度、障害のある方の存在を意識していない慣習や文化、偏見等）となるようなものをなくすために、負担にならない範囲で提供される必要かつ合理的な取り組み。

### **\*個別避難計画\***

障害のある方や高齢者等、災害時に自ら避難することが困難な方について、一人ひとりの状況に合わせて、誰が支援して、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要になるか等を記載した個別の避難行動計画のこと。

## **サ行**

### **\*在宅サービス\***

自宅で可能な限り自立した生活を送るために利用するサービスのこと。

### **\*作業療法士\***

理学療法士および作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体または精神に障害のある方に対し、主としてその応用的動作能力または社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を支援する者。

### **\*サービス等利用計画\***

障害福祉サービスを利用する方が、どのようなサービスをどのように利用するのかを記載した計画書。相談支援専門員が作成する。

#### **\*市長申立て\***

判断能力が不十分であり、成年後見制度の利用が必要な状態であるにもかかわらず、親族による申立てができないもしくは不適切な場合に、市町村長が家庭裁判所に対して成年後見制度の申立てを行うこと。

#### **\*失語\***

会話や文字で物事を表現したり、理解したりする能力が部分的または完全に失われる言語機能障害。

#### **\*市民後見人\***

認知症の高齢者や知的障害のある方等で、判断能力が不十分な人の成年後見人になる一般市民のこと。

#### **\*社会適応訓練\***

我孫子市障害者福祉センターで実施している外出訓練、パソコン講習、家事動作訓練等のこと。

#### **\*社会福祉士\***

社会福祉士および介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。障害のある方等の日常生活を営むことに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助をする者。

#### **\*重症心身障害児（者）\***

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、さらに成人した人を含めて「重症心身障害児（者）」という。

#### **\*手話通訳\***

手話を主なコミュニケーション手段とする聴覚障害のある方等と、その他の人々とのコミュニケーションの仲介を行うこと。

#### **\*手話奉仕員\***

市町村等で実施する手話奉仕員養成講座を受講した者。手話を主なコミュニケーション手段とする聴覚障害のある方等と、その他の人々とのコミュニケーションの仲介を行う者。

#### **\*障害のある方（障害者）\***

本計画においては、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人等、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

### **\*障害者基本法\***

障害のある方の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにすると共に、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害福祉を増進することを目的とする法律。

### **\*障害者虐待防止法\***

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略で、虐待によって障害のある方の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律。

### **\*障害者権利条約\***

国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約」の略で、障害のある方の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある方の固有の尊厳と尊重を促進することを目的として、障害のある方の権利を実現するための措置等を規定している条約。

### **\*障害者雇用促進法\***

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略で、雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止および障害のある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた法律。

### **\*障害者差別解消法\***

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略で、日常生活や社会生活全般にわたり、「障害のある人に対する不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定している法律。国や市町村等の行政機関や、会社や店舗等の民間事業者等に差別の解消に向けた取り組みを求めることで、障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合い、共に生きる社会を作ることを目的としている。

### **\*障害者自立支援法\***

障害者の地域生活と就労を進め、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めると共に、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う法律。

### **\*障害者総合支援法\***

平成18年に成立した障害者自立支援法が、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもので、その略。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する観点から、障害者（児）の範囲について、これまでの知的・身体・精神障害・発達障害の他に、難病等が追加された。さまざまな障害福祉サービス等の根拠法の一つ。

#### **\* 障害者相談員 \***

障害のある方または障害福祉に理解のある方に、市が委託した相談員。障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の必要な援助等を行う。

#### **\* 障害者まちかど相談室 \***

障害のある方やその家族等が、身近な地域で気軽に相談できるよう、市内5地区に開設している障害に関わる相談窓口。

#### **\* 障害者優先調達推進法 \***

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略で、障害者就労施設、在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある方、在宅就業している障害のある方等の自立の促進に資することを目的としている。

#### **\* 障害特性 \***

それぞれの障害による特有の性質、特徴のこと。

#### **\* 障害福祉サービス等 \***

障害の種別にかかわらず全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」のこと。

#### **\* ジョブコーチ \***

障害のある方が、職場への適応を図れるように支援する人（職場適応援助者）。

#### **\* 自立支援医療 \***

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、通院による精神疾患の治療に対する精神通院医療、18歳未満の方で確実に治療効果が期待できる手術等に対する育成医療、18歳以上の身体障害者手帳を所持した方の対象とされる治療に対する更生医療の3つがある。

#### **\* 自立支援協議会 \***

障害者総合支援法に基づき、障害のある方等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互に連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ると共に、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場。市では、既存の市内の障害者福祉ネットワーク機関を連携機関として位置づけ、また、「相談支援部会」、「権利擁護部会」、「就労支援部会」の3つの専門部会を置き、「本部会」においては連携機関や専門部会から推薦された委員を中心に構成している。

### **\*社会資源\***

ニーズの充足や問題解決のために利用可能なすべてのもの。各種の制度、サービス、施設、機関、人材、組織、資金、情報、ネットワーク等。

### **\*人工喉頭\***

声帯を失い、自力で言葉を発することができなくなった人が、特殊な装置を使って、電気等により言葉を発することができる装置のこと。

### **\*精神障害にも対応した地域包括ケアシステム\***

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労等）、地域の助け合い、普及啓発（教育等）が包括的に確保されたシステム。

### **\*精神保健福祉士\***

精神障害のある方の保健および福祉に関する専門的知識・技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者。

### **\*精神保健福祉法\***

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の略で、精神障害のある方の医療および保護を行うこと、障害者総合支援法と共に、精神障害のある方の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと、精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持および増進に努めることによって、精神障害のある方の福祉の増進および国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律。

### **\*成年後見制度\***

知的障害、精神障害、認知症等の理由により、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。

### **\*摂食嚥下\***

食べ物を認識してから、口の中で噛んで飲み込み、食道を通過して胃へ送り込む一連の流れのこと。この一連の動作に障害があることを摂食嚥下障害という。

### **\*相談支援（事業）\***

障害のある方やその家族からの相談に応じ、暮らしについて一緒に考えること。様々な福祉サービスの情報提供や、助言を行う。



#### **\*相談支援事業所\***

障害のある方やその家族からの相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成する機関。

#### **\*相談支援専門員\***

障害のある方やその家族からの相談に応じ、必要なサービスや支援に繋ぐ者。

### 夕行

#### **\*地域活動支援センター\***

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つで、障害のある方が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進める等多様な活動を行う場。

#### **\*地域共生社会\***

1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会。困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。

#### **\*地域ケア会議\***

支援や介護、医療を必要とする高齢者を地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の実現に向けて行われる会議。行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される。

#### **\*地域生活支援拠点等\***

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、障害のある方の地域移行をさらに推進する観点から、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある方が安心して生活することができるサービス提供体制を地域全体で構築すること。

#### **\*地域包括ケアシステム\***

住み慣れた地域で自分らしい生活を最期までおくれるよう、地域がサポートし合う社会のシステム。

#### **\*聴覚障害者用屋内信号装置\***

聴覚障害のある方向けに、屋内において、来客やFAX等の受信を振動によって、知らせる機能がついた装置。

#### **\*出前講座\***

市民団体等からの要望を受け、市職員等が出向き、市の事業や制度等について講座を実施するもの。

### **\*特例子会社\***

障害のある方の雇用に特別の配慮をした子会社のこと、雇用される障害のある方が5人以上で、かつ、子会社の全従業員に占める割合が20%以上であると共に、雇用される障害のある方に占める重度身体障害、知的障害および精神障害者のある方の割合が30%以上であること等の要件が定められている。特例子会社を有する親会社は、特例子会社と通算して雇用率制度を適用することができる。

## **ナ行**

### **\*内部障害\***

身体障害のうち心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障害のこと。

### **\*難病\***

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病。具体的には、「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「全身性エリテマトーデス」「パーキンソン病」等があげられる。

### **\*日中サービス支援型共同生活援助\***

平成30年4月の障害者総合支援法の改正によって創設された共同生活援助の新たなサービス形態。24時間体制で職員が配置され、生活の相談や家事等の生活上の援助に加え、食事・入浴・排泄等の介護を合わせて行うサービス。

### **\*ニュースポーツ\***

だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的に、20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツ。

### **\*NET119\***

耳や言葉が不自由な方が携帯電話やスマートフォンを使って、消防へ119番通報できるサービス。

### **\*農福連携\***

農業と福祉の連携。障害のある方が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

### **\*ノーマライゼーション\***

障害のある方や高齢者等社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき正常な姿であるとする考え方。

## 八行～

### **\*バリアフリー\***

障害のある方や高齢者等が日常生活を送るうえでの妨げとなる、さまざまな障害（バリア）を取り除くこと。

### **\*ピアサポート\***

障害のある方自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある方の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。ピアサポートを行う人のことを「ピアサポーター」という。

### **\*避難行動要支援者\***

災害時または災害が発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする人。

### **\*福祉施設連絡会\***

市内の障害福祉施設職員の情報の共有および利用者等への支援活動を行い、地域福祉の向上を図ることを目的とした会。

### **\*福祉的就労\***

一般就労が困難な障害のある方のために配慮された福祉施設等での就労のことで、障害者総合支援法では「就労継続支援（A型・B型）」、「地域活動支援センター」等。

### **\*福祉避難所\***

高齢者、障害者、妊産婦等、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とその家族を受け入れる避難所。

### **\*PDCA サイクル\***

さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

### **\*ヘルプカード、ストラップ型ヘルプマーク\***

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病等外見からは援助等を必要としていることがわかりにくい方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードやマーク。ストラップ型ヘルプマークはカバンの外に下げられます。

### **\*法人後見\***

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

### **\*補装具\***

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。

### **\*マルチメディア\***

文字・静止画・動画・デジタルデータなどを複合的に用いる媒体。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話、ファクシミリなど、通信・情報機器の連携。

### **\*ユニバーサルデザイン\***

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

### **\*要約筆記\***

聴覚障害のある方のために、その場で話されている内容や音声情報を、即時に要約し、紙やパソコンで文字に書き表して伝える方法。個人で紙に書いて伝えるノートテイク、プロジェクターやスクリーン、パソコン画面に投影する全体投影がある。

### **\*理学療法士\***

理学療法士および作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。身体に障害のある方に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを行う者。

## **【 コラム 】**

① 持続可能な開発目標 (SDGs) .....	25
② 「ヘルプカード」「ストラップ型ヘルプマーク」を使ってみませんか? .....	32
③ 障害者手帳アプリ「ミライロID」 .....	41
④ 興味があれば、参加してみませんか? 「アルコール教室」 .....	43
⑤ ちば障害者等用駐車区画利用証の交付 .....	48
⑥ 市内福祉施設の製品等をご紹介します! .....	51
⑦ 興味があれば、参加してみませんか? 「心の健康クラブ」 .....	55
⑧ 障害者まちかど相談室とは? .....	69
⑨ バリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」 .....	71
⑩ LINE で見守りサービス (無料) .....	76

第4期我孫子市障害者プラン  
(令和6年度～令和8年度)

発行日 令和6年3月

発行・編集 我孫子市 健康福祉部 障害者支援課  
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地  
TEL 04-7185-1111 FAX 04-7183-1158  
URL <http://www.city.abiko.chiba.jp/>  
E-mail [abk\\_shougaihashien@city.abiko.chiba.jp](mailto:abk_shougaihashien@city.abiko.chiba.jp)